

南木曾町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和3年9月策定

(令和4年1月改定)

(令和5年1月改定)

(令和6年3月改定)

(令和8年3月改定)

(令和8年5月改定)

長野県木曾郡南木曾町

目 次

第1 基本的な事項.....	7
(1) 南木曾町の概況.....	7
1 概況.....	7
2 過疎の状況.....	7
3 社会経済的発展の方向の概要.....	8
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	8
1 人口の推移と動向.....	8
2 産業の推移と動向.....	9
(3) 南木曾町の行財政の状況.....	11
1 行政の現況と動向.....	11
2 財政の現況と動向.....	12
3 施設整備水準等の現況と動向.....	12
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	15
1 町勢発展の方向.....	15
2 地方創生総合戦略との関係.....	16
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	18
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	20
(7) 計画期間.....	20
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	20
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	21
(1) 現況と問題点.....	21
1 移住・定住の促進.....	21
2 地域間交流の促進.....	21
3 人材の育成.....	21
(2) その対策.....	21
1 移住・定住の促進.....	21
2 地域間交流の促進.....	22
3 人材の育成.....	22
(3) 事業計画.....	22
(4) 公共施設等総合計画等との整合.....	22
第3 産業の振興.....	23

(1) 現況と問題点	23
1 農業の振興.....	23
2 林業の振興.....	23
3 地場産業の振興.....	23
4 企業誘致.....	24
5 起業対策.....	24
6 商業.....	24
7 観光又はレクリエーション.....	24
8 人材の確保.....	25
9 リニア中央新幹線対策.....	25
(2) その対策.....	25
1 農業の振興.....	25
2 林業の振興.....	25
3 地場産業の振興.....	26
4 企業誘致.....	26
5 起業対策.....	26
6 商業.....	27
7 観光又はレクリエーション.....	27
8 人材の確保.....	27
9 リニア中央新幹線対策.....	27
(3) 事業計画.....	28
(4) 産業振興促進事項.....	31
(5) 公共施設等総合計画等との整合.....	31
第4 地域における情報化.....	32
(1) 現況と問題点	32
1 電気通信施設の整備.....	32
2 情報化の推進.....	32
(2) その対策.....	32
1 電気通信施設の整備.....	32
2 情報化の推進.....	33
(3) 事業計画.....	33
(4) 公共施設等総合計画等との整合.....	33

第5 交通施設の整備・交通手段の確保.....	34
(1) 現況と問題点.....	34
1 町道.....	34
2 農道.....	34
3 林道.....	34
4 国・県道.....	35
5 その他道路.....	35
6 公共交通機関.....	35
(2) その対策.....	36
1 町道.....	36
2 農道.....	37
3 林道.....	37
4 国・県道.....	37
5 その他道路.....	37
6 公共交通機関.....	38
(3) 事業計画.....	38
(4) 公共施設等総合計画等との整合.....	39
第6 生活環境の整備.....	40
(1) 現況と問題点.....	40
1 水道.....	40
2 下水処理.....	41
3 廃棄物処理.....	41
4 消防.....	41
5 防災.....	42
6 交通安全.....	42
7 防犯.....	42
8 住環境の整備.....	42
9 霊園等.....	43
10 公園.....	43
11 リニア中央新幹線への対応.....	43
(2) その対策.....	43
1 水道.....	43

2	下水処理.....	44
3	廃棄物処理.....	44
4	消防.....	44
5	防災.....	45
6	交通安全.....	45
7	防犯.....	45
8	住環境の整備.....	45
9	霊園等.....	46
10	公園.....	46
11	リニア中央新幹線への対応.....	46
(3)	事業計画.....	46
(4)	公共施設等総合計画等との整合.....	48
第7	子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上及び増進.....	49
(1)	現況と問題点.....	49
1	児童福祉.....	49
2	ひとり親（母子・父子）福祉.....	49
3	高齢者の健康・福祉.....	50
4	障がい者福祉.....	50
5	地域福祉.....	50
6	男女共同参画社会の形成.....	51
(2)	その対策.....	51
1	児童福祉.....	51
2	ひとり親（母子・父子）福祉.....	52
3	高齢者の健康・福祉.....	52
4	障がい者福祉.....	52
5	地域福祉.....	53
6	男女共同参画社会の形成.....	53
(3)	事業計画.....	54
(4)	公共施設等総合計画等との整合.....	57
第8	医療の確保.....	58
(1)	現況と問題点.....	58
(2)	その対策.....	58

(3) 事業計画.....	59
(4) 公共施設等総合計画等との整合.....	61
第9 教育の振興.....	62
(1) 現況と問題点.....	62
1 学校教育.....	62
2 生涯学習.....	62
(2) その対策.....	63
1 学校教育.....	63
2 生涯学習.....	64
(3) 事業計画.....	65
(4) 公共施設等総合計画等との整合.....	66
第10 集落の整備.....	67
(1) 現況と問題点.....	67
(2) その対策.....	67
(3) 事業計画.....	67
(4) 公共施設等総合計画等との整合.....	68
第11 地域文化の振興等.....	69
(1) 現況と問題点.....	69
1 地域文化の振興.....	69
2 妻籠宿の保存.....	69
(2) その対策.....	69
1 地域文化の振興.....	69
2 妻籠宿の保存.....	70
(3) 事業計画.....	70
(4) 公共施設等総合計画等との整合.....	71
第12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	72
(1) 現況と問題点.....	72
(2) その対策.....	72
(3) 事業計画.....	72
(4) 公共施設等総合計画等との整合.....	72
第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	73
(1) 現況と問題点.....	73

1	新たな住民自治の推進.....	73
2	自然環境の保全及び再生.....	73
3	コミュニティの活性化.....	73
4	公共施設の維持.....	74
5	国土調査の推進.....	74
6	結婚サポート.....	74
7	地域おこし協力隊.....	74
8	ふるさと納税の振興.....	74
(2)	その対策.....	75
1	新たな住民自治の推進.....	75
2	自然環境の保全及び再生.....	75
3	コミュニティの活性化.....	75
4	公共施設の維持.....	75
5	国土調査の推進.....	76
6	結婚サポート.....	76
7	地域おこし協力隊.....	76
8	ふるさと納税の振興.....	76
(3)	事業計画.....	76
(4)	公共施設等総合計画等との整合.....	78

第1 基本的な事項

(1) 南木曾町の概況

1 概況

当町は長野県の南西部・木曾谷の南端に位置し、東は伊那谷の飯田市・阿智村、西は岐阜県中津川市、北は大桑村にいずれも山岳を境に接しています。

総面積は215.93K㎡で東西20km、南北15km、周囲70kmの山岳地帯となっており、木曾川に浸食された溪谷と木曾川にそそぐ蘭川・与川・柿其川・坪川・長谷川等の支流の両側の段丘に沿って、与川・北部・三留野・妻籠・蘭・広瀬・田立の7集落と農用地が細長く形成され、居住地の標高は約300mから約950mにおよんでいます。また、面積の約90%が森林で、そのうち約70%が国有林です。

公共交通機関や国道は、当町の中心部を南北にJR中央本線と国道19号が通り、東西に国道256号が伊那谷に通じています。隣県の中津川市までは約22km、木曾町までは約35km、飯田市までは約35kmの距離にあります。

地質は大部分が巨晶花崗岩で風化が進み、もろくて崩れやすくなっています。雨量は多く年間降水量は2,500mmから3,000mmに達します。このような地形・地質・気象等の条件がからみあって過去に幾多の災害が発生しています。

地質・地形・気候は土石流災害を引き起こす一方で、木曾ひのきをはじめとする豊かな森林資源を育み、古くから木材産業・加工業が基幹産業として発展してきました。また、観光産業も主要な産業になりました。これは、全国で最初の重要伝統的建造物群保存地区に選定され江戸時代の宿場町の町並みが残る「妻籠宿」、重要文化財の「読書発電所施設1構」、国指定史跡の「中山道」などの文化遺産が多くあることや、これらに加え温泉などの活用により位置付けられるようになりました。

過疎地とはいえ中央自動車道が近くを走り三大都市圏から適当な距離にあり、交通面でも比較的恵まれた条件の中で今後の発展が期待されます。

2 過疎の状況

令和2年国勢調査による当町の人口は3,915人で、昭和35年の10,771人と比較すると63.7%の減少となり、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。若年者の比率は8.5%と人口に占める割合は少ないです。一方、高齢者の比率は43.0%と増加傾向にあり、人口構成はピラミッド型から釣り鐘型へと移行し少子高齢化が顕著となっています。これは、若年層の転出による社会減や出生数の減が一つの要因と思われ、若年層比率の減少と高齢者比率の増大という典型的な過疎地の特徴が表れています。

その対策として、昭和52年から過疎地域の指定を受け過疎対策事業を推進し、遅れていた基礎的な生活基盤の整備に力を注いできました。宅地造成・住宅整備などの定住対策、企業誘致、地場産業の育成等の産業振興、教育施設、福祉施設の整備、地域情報化の推進を実施し一定の成果を収めてきました。

しかしながら、進学や働く場の選択肢が多い都市部へ若年層は流出、高齢化の進行によ

る担い手不足、出生率の低下という状況に変わりはなく、今後も人口の減少傾向は続くものと見込まれます。

3 社会経済的発展の方向の概要

当町は、県の南西部に位置し中京圏に約100kmと近く、名古屋市まで公共交通機関で約1時間30分の距離にあります。また、古くから優良な木曾ひのきの産地である当町では、中京圏と経済的なつながりが深く、今日では社会的なつながりも極めて深いものとなっています。今後も地域固有の資源を活かした個性あるまちづくりと行政と地域が一体となり地域間における交流と連携を図ってきます。

産業全般では従事者の高齢化や後継者不足など就業人口の減少が続いています。第3次産業は変化が小さく、第2次産業は半減以下、第1次産業は7割近く減少しており、全体では4割減少しています。地域産業や農林水産業の活性化につながるよう人材の確保や事業承継、創業支援、地域資源や文化財、インバウンドを活かした取り組みにより、働く場の確保、地域経済が活性化するまちづくりを目指します。

企業振興については、商工会及び商工業者と連携し経営の合理化、協業化、規模の適正化を推進し地域産業の継続、発展を支援します。また、基幹産業である製造・木工業等は木材の持つ良好な特性を広くPRし、地場製品の需要開拓や付加価値の高い製品の生産を推進します。

観光業は妻籠宿を中心に誘致をしてきました。観光客数は、コロナ禍では大きく落ち込みましたが、回復基調となっています。インバウンドが増える中、滞在型の観光地づくりを進めます。

農林業は高齢化による担い手不足により、農地の荒廃化や手入れの行き届かない森林が増えています。兼業農家が多い当町では半農半Xも推進しつつ、農地の地域計画により管理すべき農地を選定し効率の良い営農を図ります。また、森林経営管理制度や担い手確保の施策により森林の管理を進めます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

1 人口の推移と動向

国勢調査による人口は、昭和35年の10,771人から減り続け、令和2年との比較では63.7%の減少となっています。また0歳から14歳の年少人口は88.0%減少し、15歳から64歳の生産年齢人口も72.9%の減少となった一方、65歳以上の老年人口は157.3%の増加となり、少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、令和32年（2050年）に1,999人まで減少します。これに対して、町は同年に人口2,679人とする独自の基準を設定しました。合計特殊出生率の上乗せと子育て世代の移動を勘案し独自に推計をしました。この基準を達成するため、結婚支援、住宅整備や宅地造成、空き家の活用、安心して出産できる環境整備、子育て世代への経済的支援を進めていきます。

2 産業の推移と動向

就業人口は1990年に3,262人でしたが、2020年には1,224人（37.5%）減少し、2,038人になっています。

産業別では、第1次産業は、1990年に514人でしたが、2020年には344人（66.9%）減少し170人になっています。第2次産業は1990年に1,414人でしたが、2020年には743人（52.5%）減少し671人になっています。第3次産業は1990年に1,334人でしたが、137人（10.3%）減少し、1,197人になっています。

年間商品販売額は小売業がこの20年で4分の1近くまで減少しています。製造品出荷額等はほぼ横ばいで推移しています。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	6,680		6,142	△8.1	5,238	△14.7	4,313	△17.7	3,915	△9.2
0歳～14歳	1,299		1,011	△22.2	604	△40.3	466	△22.8	414	△11.2
15歳～64歳	4,318		3,688	△14.6	2,803	△24.0	2,089	△25.5	1,806	△13.5
うち 15歳～ 29歳(a)	1,075		787	△26.8	655	△16.8	407	△37.9	333	△18.2
65歳以上 (b)	1,063		1,443	35.7	1,831	26.9	1,753	△4.0	1,683	△4.0
(a)/総数 若年者比率	16.1%		12.8%	—	12.5%	—	9.4%	—	8.5%	—
(b)/総数 高齢者比率	15.9%		23.5%	—	35.0%	—	40.6%	—	43.0%	—

表1-2 人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所の推計）

区分	令和7年		令和12年		令和17年		令和22年		令和27年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	3,381	△13.6	3,073	△9.1	2,784	△9.4	2,510	△9.8	2,247	△10.5
0歳～14歳	301	△27.3	235	△21.9	198	△15.7	183	△7.6	166	△9.3
15歳～64歳	1,650	△8.6	1,454	△11.9	1,272	△12.5	1,124	△11.6	951	△15.4
うち 15歳～ 29歳(a)	352	3.2	304	△13.6	261	△14.1	195	△25.3	154	△21.0
65歳以上 (b)	1,430	△15.0	1,383	△3.3	1,314	△5.0	1,203	△8.4	1,131	△6.0
(a)/総数 若年者比率	10.4%	—	9.9%	—	9.4%	—	7.8%	—	6.9%	—
(b)/総数 高齢者比率	42.3%	—	45.0%	—	47.2%	—	47.9%	—	50.3%	—

<参考> 令和7年4月1日現在 人口：3,641人 15歳～29歳：378人 若年者比率：10.4%

表1-3 産業別人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	5,593	3,262	△41.7	2,703	△17.1	2,266	△16.2	2,038	△10.1
第1次産業 就業人口比率	45.6%	15.8%	—	11.5%	—	9.3%	—	8.3%	—
第2次産業 就業人口比率	32.6%	43.3%	—	37.3%	—	35.1%	—	32.9%	—
第3次産業 就業人口比率	21.8%	40.9%	—	51.2%	—	55.3%	—	57.3%	—

(3) 南木曾町の行財政の状況

1 行政の現況と動向

行政基盤である行政区は58区あり一般的な行政単位となっています。行政区では高齢化と人口減少により役員や共同作業の担い手不足となり、運営が困難になりつつある区も見受けられます。区長会等を通じて現状の把握に努め、町から依頼する役職を見直すとともに、各種行政事業の浸透を図っています。

地勢的、伝統的に関係の深い7つのブロックに設置している地域振興協議会は「地域づくり計画」を策定し合意形成を図りながら、地域課題に取り組むとともに、地域要望や意見の集約、地域資源や特殊性の把握・活用等の役割を担っています。

町は地域振興協議会の代表者で構成する「会長会議」及び「拡大会議」を設置し、地域の将来像を展望した地域づくり計画書に基づく自助・共助による地域づくりを支援しています。地域の課題に対し、地域自らが取り組むことにより、地域振興を進めています。

地域活動を支援するとともに、過疎地域の持続的発展を目指し、移住定住対策や子育て支援等、多様化する行政ニーズに的確に対応していくため、必要に応じて行政機構や事務分掌の見直しを行い、組織内の連携強化と活性化に努めています。また、事務の効率化や質の高い行政サービスを提供するため、木曾広域連合や一部事務組合による共同事業の実施、広域的事業の検討委員会の共同設置による行財政の一層の効率化を図っています。

- 木曾広域連合 ○松塩筑木曾老人福祉施設組合 ○長野県後期高齢者医療広域連合
- 長野県市町村自治振興組合 ○長野県市町村総合事務組合
- 中信地域町村交通災害共済事務組合 ○長野県町村公平委員会（共同設置）
- 長野県地方税滞納整理機構

2 財政の現況と動向

当町の財政状況は、少子高齢化による後継者不足、厳しい社会情勢の影響を受け、さらに新型コロナウイルス感染症によるインバウンド観光客の皆減により、基幹産業である観光事業とその関連事業が減益し一層厳しさを増す状況ではありますが、国の補正予算等により総合計画に位置付けられた実施計画事業を概ね計画どおり実施してきています。

また、プライマリーバランスによる起債発行額の抑制、起債の繰上償還、固定資産税の超過税率の採用、上下水道利用料の改定、ふるさと納税の推進等により実質公債費比率は、令和2年度に6.6%まで改善されました。しかし今後は、近年の大型事業の実施に伴い実質公債費比率は、増加に転じる予測であることから、事業の重点化を図る必要があります。

また、人口減少、少子高齢化、米中関係など混迷を深める世界経済等、予断を許さない状況下にあるため、第11次南木曾町総合計画に基づき、行財政改革を推進するとともに、過疎地域の持続的発展を目指し、地域資源を活用した地域活性化・人口減少対策に取り組んでいく必要があります。

こうした財政需要に対応するため、ふるさと振興基金や子育て基金、減債基金や公共施設総合管理基金への積み立て等を行い、健全な財政運営に努めていく必要があります。

3 施設整備水準等の現況と動向

当町の公共施設の水準は、移住定住を進めるUI住宅や、子育てを支えるこども園の耐震化改修事業・放課後子ども教室など、年々少しずつではありますが向上しています。しかし、老朽化した施設の更新や地域活性化・移住定住を進めるため、今後、計画的な施設の更新を推進する必要があります。

町道・農道・林道については、当町は山間谷間に多くの集落が散在しているため、路線数・延長が膨大であること、また、舗装・維持等の事業については補助制度が少なく、もっぱら過疎対策事業債に依存して実施しているため、整備の状況は依然低い水準にあります。日常生活の利便性、産業振興、災害時のアクセス道路の確保のため道路改良が重要であることから今後も各種制度の導入を図り整備を推進する必要があります。

上下水道事業については、令和3年度から経営状況や財政状況を明確に把握するため企業会計方式に移行し、経営の透明性と健全化に向けた取り組みを推進しています。水道施設は、簡易水道施設などでリニア中央新幹線建設事業による水源への影響を考慮した予備的措置（代替水源・浄水場・管路等）の実施をJR東海と進めています。また、地形的条件等から地元管理の小規模水道施設が18施設あり、いずれも水量不足や水質汚濁、滅菌施設の経年劣化等に加え、日常の管理等に多くの問題があり、施設の管理・統合等の見直しが急がれています。下水道施設は、妻籠地区の特定環境保全公共下水道、蘭・広瀬地区の農業集落排水事業、木曾川右岸・大妻籠・三留野・渡島地区の浄化槽市町村整備推進事業があります。そのほか、簡易水道未整備地区へは合併浄化槽設置補助による整備を進めています。

町営住宅については、公営住宅・町単独UI住宅・教員住宅等186戸を管理運営しています。引き続き長寿命化計画に基づく維持管理を行うとともに、子育て世帯の移住定住を図る住宅整備や宅地造成事業を推進しています。

社会福祉施設については、特別養護老人ホーム「木曾あすなろ荘」（一部事務組合設置）、南木曾町総合福祉センター（デイサービスセンター併設）、があります。障がい者施設としては就労継続支援B型「ひだまり工房」、地域活動支援センター「のどか」が整備されています。また、NPOが運営する宅幼老所「ごうどの家」、民間事業所が運営する認知症対応グループホーム「神戸の杜」も整備されています。南木曾町総合福祉センターについては、老朽化が進んでおり長寿命化計画に沿った整備が求められています。

児童福祉施設については、町内に3つの保育所が設置されていますが、平成24年に一園統合を行わない方針を固め、読書保育園・田立保育園・蘭保育園の耐震改修工事が完了しています。

学校教育施設については、平成19年度に読書・蘭・田立小学校を1校に統合し、南木曾小学校として開校、小中併せて2校となりました。今後、長寿命化計画に基づく施設管理が必要となっています。

社会教育施設については、脇本陣奥谷・妻籠宿本陣・歴史資料館からなる南木曾町博物館、総合的なコミュニティ施設として南木曾会館・公民館分館・妻籠町並み交流センター・蘭社会教育施設・田立社会教育施設等があります。既存の社会教育施設には老朽化している施設もあり、総合的に整備を検討していく必要があります。また、社会体育施設では、総合グラウンド・社会体育館等の維持管理を行っています。

区の集会施設については、町所有の施設と区所有の施設がありますが、地域の拠点施設であり、地域の要望に応じて、今後も計画的に維持していく必要があります。

観光施設については、南木曾岳・柿其溪谷・田立の滝等の遊歩道・トイレ等の施設、妻籠宿を中心とした文化財・史跡中山道・駐車場等の施設、温泉を活用した施設等の整備が進められてきました。観光事業が町の基幹産業であることから、引き続き施設の整備を推進するとともに、それぞれを有機的に結び付け、一層の観光振興を図る必要があります。

表1-2(1) 財政の状況（地方財政状況調）

（千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	3,945,671	4,048,326	4,967,158
一般財源	2,696,622	2,688,722	2,597,758
国庫支出金	426,992	262,908	886,320
都道府県支出金	198,414	358,159	261,310
地方債	244,100	285,600	725,800
うち過疎対策事業債	170,200	122,100	590,000
その他	379,543	452,937	495,970
歳出総額 B	3,803,658	3,880,542	4,756,249
義務的経費	1,467,729	1,397,027	1,462,228
投資的経費	783,648	868,208	658,317
うち普通建設事業費	772,808	587,285	629,051
その他	1,552,281	1,615,307	2,635,704
過疎対策事業費	397,287	309,221	997,500
歳入歳出差引額 C (= A - B)	142,013	167,784	210,909
翌年度へ繰越すべき財源 D	71,068	44,641	82,276
実質収支 (C - D)	70,945	123,143	128,633
財政力指数	0.245	0.23	0.249
公債費負担比率	19.9	15.8	14.3
実質公債費比率	14.7	7.1	5.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.2	82.8	82.0
将来負担比率	102.3	16.1	26.6
地方債現在高	3,883,436	3,690,858	4,173,911

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	43.2	50.7	54.7	57.4	59.72
舗装率 (%)	64.6	68.3	70.2	71.4	71.98
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	46,453
耕地1ha当たり延長 (m)	59.0	68.9	126.9	129.3	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	32,461
林野1ha当たり延長 (m)	7.6	8.5	10.8	5.1	—
水道普及率 (%)	92.2	95.8	98.8	98.5	98.13
水洗化率 (%)	—	2.7	27.3	70.9	82.73
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数(床)	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

1 町勢発展の方向

当町が持続可能な地域社会を形成し、また発展していくために第11次南木曾町総合計画を策定しました。当該計画では当町を取り巻く社会変化や直面している喫緊の課題に取り組むにあたり、10年後の目指すまちの姿として「南木曾をもっと元気に 住んでよかった 暮らしてよかった 住むなら南木曾町」を基本理念とし、この将来像の実現のため5つの基本目標を掲げています。これらの基本目標を達成するための施策を展開し、都市部との行政サービスの差による住民負担を解消し、持続可能で住みよいまちづくりを進めていきます。

基本目標1 「元気のもととなる社会基盤のあるまちづくり」

定住につながる基盤整備を進めます。住む環境、交通の環境、安全安心な生活環境、豊かな自然や景観が守られる環境を整備するほか、DXの推進等による生活基盤の利便性向上を図り、誰もが住みよいまちづくりを目指します。

- 道路・河川の整備 ○公共交通の維持 ○リニア中央新幹線の対応 ○上下水道の整備
- 自然・景観・環境の保全 ○住宅整備や土地活用の推進 ○公園の整備・活用
- ICT化・DXの推進 ○消費生活の確保 ○消防・防災対策の推進
- 防犯・交通安全対策の推進

基本目標2 「元気とうるおいのあるまちづくり」

定住するためには働く環境が必要です。地域産業や農林水産業の活性化につながるよう人材の確保や事業承継、創業支援、地域資源や文化財、インバウンドを活かした取り組みにより、働く場の確保、地域経済が活性化するまちづくりを目指します。

- 農林水産業の振興 ○商工業や観光の振興 ○起業・創業支援の推進
- 空き家を活用した移住・定住の促進 ○交流活動の推進 ○妻籠宿・文化財の保存と活用

基本目標3 「元気に育てなぎそっ子」

若者や子育て世代の負担を軽減する取り組みや支援の継続、居場所づくり、自然環境を活かした保育・教育により、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、子育て世代の移住定住、年少人口の増化を図るとともに、ふるさと学習・体験や交流の推進などにより、ふるさとに愛着をもち、将来子どもたちが戻ってきたと思うまちづくりを目指します。

- 子育て支援の充実 ○学校教育の充実 ○地域高校への支援 ○若者への支援とUIJターンの推進

基本目標4 「健康で元気なハッピーライフ」

地域での助け合いや、様々な健康づくりの推進による健康長寿の延伸を図り、一人ひとりが健康で幸せを実感できる生活を大切にしていきます。町内外の医療機関及び福祉機関等と連携し、医療・福祉の供給体制の安定化を図り、安心して住めるまちづくりを目指します。

- 地域福祉の推進 ○地域医療の充実 ○高齢者福祉の充実 ○障がい者福祉の充実
- 生涯学習・スポーツの振興 ○健康づくりの推進

基本目標5 「みんなが元気で主役のまちづくり」

住民と行政が同じ方向を向き、協働のまちづくりを進めるため、町民や様々な団体、事業者等と連携するとともに、地域で培われたつながりを大切にし、誰もが参画・活躍できるまちづくりを目指します。計画的な行財政運営や共同化を進める広域行政、人材確保やDXの推進等により、効率的で健全なまちづくりを目指します。

- 協働のまちづくりの推進 ○人権施策の推進 ○事務事業の効率化や広域行政の推進
- 計画的な行財政運営 ○公共施設の管理

2 地方創生総合戦略との関係

町では南木曾町地方創生総合戦略を第11次南木曾町総合計画と一体的に策定しています。「人口減少の歯止め」と「人口減少社会の中での幸福な暮らしの維持」という2つの視点について、集中的に展開していくため、4つの戦略を掲げています。

戦略1：暮らしを守る基盤づくり

- ・ 金銭的、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさを重要視し、自然・文化・地域のつながりを土台とした確かな暮らしを実現させ、住民一人ひとりが生きがいを持ち幸せに暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。
- ・ ふるさとに対する関心、誇りと愛着を醸成させ、住民が自主的かつ主体的に地域づくりを行うことのできる環境を創出します。
- ・ 農業のもつ多面的機能の増進と販路の確保や6次産業化を進め、美しい田園風景を守るとともに町の農業を持続させ、農ある豊かな暮らしを促進します。
- ・ 地域住民同士の支え合いの精神の強化や公共交通、買い物環境の利便性の向上、医療・介護体制の充実を図り、人口減少や高齢化が進んだ中であっても、快適で安全な暮らしができる環境を確保します。

戦略2：子育て世代が戻ってこられる雇用の創出

- ・ マーケティングや外貨を稼げる新しいコンテンツ開発により、通過型観光地から滞在型観光地への転換に取り組み、観光産業の底上げを図ります。
- ・ 未活用の森林資源の活用を進め、新しい林業システムを構築することで、森林のある豊かな生活モデルの構築と森林資源の多角的な活用を促進します。
- ・ 町内産業の活性化と経済の自立的な発展を促進するため、優秀な人材の確保・育成、創業支援、企業誘致に取り組みます。

戦略3：子育て世代のU I J ターンの拡大

- ・ 南木曾町の児童生徒に町での働き方、暮らし方のビジョンを考えるきっかけを作り、将来ふるさとで暮らしたい、夢を叶えたいと思うことができる教育と環境整備を推進します。
- ・ 都市部での移住相談会に参加して、町の魅力や暮らし、移住後の仕事など直接移住希望者に総合的な情報発信を行うことで効率的な移住促進に取り組みます。
- ・ 住宅に対する各種補助や空き家・空き地の活用促進、宅地造成により、住宅事情を向上させ近隣市町村のベッドタウンとしての役割を強化します。
- ・ 若者が南木曾町に定住できる、戻りたいと思えるまちづくりを進めるほか、移住者や移住希望者が、地

域で安心して楽しく充実して定住することができる町を目指します。

戦略4：子育て世代が安心して結婚、出産、子育てができる環境づくり

- ・ 結婚したいという若者の願いを叶えるため、出会いの場の情報提供、出会った後の支援などの婚活支援、新婚生活の支援に取り組みます。
- ・ 出産・子育てするための各種支援と子育て世代への経済的支援の両面から、子育て環境の充実を図ります。これまで取り組んできた各種支援を継続しつつ、子育て世代の希望に沿える手法がとれるよう検討、見直しを随時行います。また、子育て支援のPRを強化するほか、妊娠・出産・子育てについて一体的に支援し不安の軽減に努めます。
- ・ 学校だけでなく地域、家庭、行政が一体となり、南木曾の地域性を活かした教育を展開することで、ふるさとを愛する精神を育むとともに、人間性豊かで創造力のある町の将来を担う優秀な人材を育成します。また、保育所保育指針、学習指導要領の改正に伴う取り組みについて検討していきます。
- ・ 蘇南高等学校の発展に対しての支援を行い、他にはない新たな魅力を引き出し、町内はもちろん、町外、県外からの進学者数の増加に取り組みます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	基準値	目標値	区分
	令和6年度	令和12年度	
人口	3,607	3,277	
道路改良率	60.50%	62.00%	上昇
バス路線数の維持	4路線	4路線	維持
簡易水道普及率	89.0%	90.0%	上昇
水洗化率	83.2%	86.7%	上昇
可燃ごみの収集目標達成率	87.3%	97.1%	上昇
小水力発電量	182,148kw/年	194,400kw/年	上昇
公営住宅の建設数	1棟	1棟	維持
新規宅地造成区画数	5区画	9区画	上昇
国土調査累計面積（山林）	6.37km ²	9.5km ²	上昇
公園を利用したイベント開催回数	2回/年	2回/年	維持
電子申請サービス数	8件	20件	上昇
広報誌・無線による啓発回数（消費者被害）	4回/年	4回/年	維持
防災訓練実施回数	1回/年	1回/年	維持
消防団員数	243名	243名	維持
人身事故件数	7件/年	0件/年	減少
刑法犯認知件数	5件/年	0件/年	減少
優良農地の割合	89.9%	92.0%	上昇
有害鳥獣による被害額	2,000千円	800千円	減少
認定農業者数	8人	10人	上昇
林業担い手確保	1人/年	1人/年	維持
宿泊施設数	20軒	23軒	上昇
延べ観光客数（外国人観光客含む）	481,900人	530,000人	上昇
創業支援補助金交付件数	—	1件/年	上昇
事業承継応援補助金交付件数	—	1件/年	上昇
空き家バンク相談件数	50人/年	50人/年	上昇
空き家への移住・定住者数	3人/年	3人/年	上昇
交流事業の実施回数	1回/年	2回/年	上昇
修理集計工事数（妻籠）	3棟/年	3棟/年	維持
無形文化財の数	7	7	維持
こども園入園児待機児童数	0人	0人	維持
こども家庭センターの設置	0箇所	1箇所	上昇
蘇南高校魅力向上事業数	3事業	3事業	維持

移住体験住宅の整備数	1棟	1棟	上昇
地域おこし協力隊員数	6名	6名	維持
U I 住宅（単身用）の建設数	0棟	1棟	上昇
なぎそ・おたすけ隊協力会員数	111名	111名	維持
サロン等への男性の新規参加者数	1人/年	1人/年	維持
認知症サポーター数	1,143人	1,300人	上昇
なんでも交流会の開催数	1回/年	1回/年	維持
公民館講座（社会人対象）開催数	6回/年	10回/年	上昇
土曜子ども教室開催数	3回/年	6回/年	上昇
公民館大会参加者	100人/年	100人/年	維持
分館交流スポーツ大会参加者	150人/年	150人/年	維持
国保特定健診受診率	68.0%	69.0%	上昇
がん検診受診率	16.5%	17.0%	上昇
公式SNS導入数	0	1	上昇
広報誌・HPでの周知回数（男女共同参画）	2回/年	2回/年	維持
行政機関等への女性登用率	15%	30%	上昇
職員研修の延べ参加者数	延べ70人/年	延べ90人/年	上昇
公債費残高	53億円	50億円	減少
実質公債費比率	8.9%	15%前後	維持
サテライトオフィスの整備数	0棟	1棟	上昇
地元企業への新規就労者数	10人	10人	維持
出会いの場情報の提供	2回	2回	上昇
ファミリーサポーター数	5人	6人	上昇
総合型スポーツクラブ会員加入率（小中学生）	50%	65%	上昇
連携大学数	2校	2校	維持

区分：上昇（基準値を上昇させる目標） 維持（基準値を維持する目標） 減少（基準値を減少させる目標）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

南木曾町過疎地域持続的発展推進会議において毎年度、評価・検証を行います。上記の目標値を南木曾町地方創生総合戦略会議（産官学金労の関係者で構成）において、評価検証・改善について議論するほか、目標値の状況を議会へ報告します。

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5ケ年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画は、当町の所有する全ての公共施設を対象とし、中長期的な期間での管理計画を示しています。計画の策定にあたっては、南木曾町総合計画、南木曾町過疎地域持続的発展計画と整合を図り、また上位計画の進捗状況や人口の動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行っています。

この計画に基づき、個別施設計画、学校施設等長寿命化計画、橋梁長寿命化修繕計画、簡易水道事業適正化計画など各分野において詳細な計画を定めています。

【公共施設の現状】

施設数は令和5年度末時点で131施設、263棟で総延床面積は50,694㎡であり、住民一人当たりでは12.9㎡となっています。公共建築物の建て替えは、建築後40年から50年程度で更新されてきました。すでに建築後40年を経過している施設は22,860㎡、全体の45%となっています。

直近5年の施設更新等の投資的経費の合計は20.9億円で、平均4.2億円/年となっており、推移をみると令和元年度、令和3年度では5億円以上となっています。また、施設の維持管理経費の直近5年の合計は約1億円であり、平均0.2億円/年となっています。

【今後の見通し】

保有する施設が全て耐用年数経過時に単純更新した場合の中長期的な更新費用を推計します。過去5年間の全体に対する投資的経費の実績と、今後40年間にかかると予想される更新費用を推計すると、現在あるすべての公共施設約5.1万㎡を保有し続けた場合に係る更新費用は243.2億円となり、年平均6.1億円となります。2028年度から建て替えに要する費用が増え始め、2039～2040年度に建て替えと大規模修繕による費用のピークを迎えます。

【その対策】

人口減少による過疎化や産業経済の衰退等により当町の財政状況は依然として厳しい状況が続くことが想定されます。このような状況の中、適正な公共施設の管理を進めるため、次の基本方針のもと持続可能な施設運営を進めます。

基本方針1 総資産量の適正化

基本方針2 長寿命化の推進

基本方針3 民間活力の導入

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

1 移住・定住の促進

全国的に人口減少が進む中、さらに若年層が都市部へ流出する傾向が当町でもあります。大学等への進学や多くの仕事の選択肢がある都市部へ流出し、また大学等を卒業後も同様に職を求め当町に戻る選択をする者は少ないです。若年層の流出が続く中、移住・定住を進めるため出会い、居住、出産、子育て、働く場の確保に努めています。それぞれのライフステージで支援を進めるほか、空き家を活用した施策に取り組んでいます。

国の地方創生1.0により地方への移住の関心が高まるなか、財政力が弱い当町としては、高額な経済的支援による移住・定住施策は困難です。当町で定住するにあたり、個々のライフステージにおいて経済的施策や不安を解消する施策、環境の整備をきめ細やかに進める必要があります。働く場の確保として、企業誘致も進めますが、急峻な地形でもあり新たな企業が立地する傾向にはありません。

2 地域間交流の促進

当町では、平成18年から愛知県長久手市との交流活動を進めており、民間団体を中心とした体験交流を行っています。また、木曾郡6町村と春日井市は、令和5年に地域課題の解決を図る目的での連携・協力に関する協定を結び、木曾地域の住民と春日井市民との交流や木材の利活用等を行っています。

国内有数の観光地である妻籠宿を訪れる外国人観光客は年々増加傾向にあり、観光を通じて地域住民と交流が盛んになっています。人口の減少等により地域の活力が失われていく中、地域振興や人づくり、地域づくりに繋がる交流活動の充実・拡大が求められています。

3 人材の育成

地域高校への支援や大学との連携、地域おこし協力隊の確保により人材の育成を進めています。人口減少や高齢化により地域の担い手が減り、地域の運営や行事、農業、商工業など各分野で担い手不足の影響が出ています。

(2) その対策

1 移住・定住の促進

国は地方創生2.0に基づき「若者や女性にも選ばれる地方をつくる」「安心して暮らせる地方をつくる」としています。これらと調和をとりながら出会いから結婚、出産、子育てなど、切れ目ない支援を継続するほか、居住環境として住宅整備や宅地造成を進めます。また、新たな地域資源として空き家を活用し、移住体験住宅・サテライトオフィス・移住定住用住宅の整備を進めるほか、店舗利用など利活用を進め、移住・定住を促進する環境を整えていきます。

2 地域間交流の促進

日本で最も美しい村連合への加盟、長久手市や春日井市との交流を継続するほか、木曾広域連合が行っている交流事業とも連携し、木曾川下流域とのイベントへの参加、地域催事を通じ関係人口・交流人口の創出・拡大を目指します。上下流交流を通じ、木曾地域の森林がもたらす恩恵について伝え、森林整備や木材の活用につなげます。

3 人材の育成

若者への支援を継続するほか、外部からの協力も得てチャレンジナガノ事業を活用した地域おこし協力隊の採用、伴走支援を行うことで人材を育成していきます。また、地域おこし協力隊などには、魅力あるまちづくりを進め、若者が戻りたくなる環境を整え、地域の担い手となる人材の確保にも取り組んでいきます。

移住者が定住できる環境づくりのため、各種関係機関や行政、地域住民が連携し、新たな制度を作り上げるなど、関係者の意識向上や人材の育成を促進します。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住定住推進事業	町	
		テレワーク施設運営事業	町	
		若者まちづくり推進事業	町	
	(2) 地域間交流	地域ブランド推進事業	町	
		大学連携事業	町	
		チャレンジナガノ官民連携事業	町	

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第3 産業の振興

(1) 現況と問題点

1 農業の振興

農用地は中山間地域に散在し、1戸当たりの耕作面積は62aと零細な経営規模となっています。多くの農家が兼業であり農業従事者の高齢化・後継者不足、鳥獣被害等により生産者の生産意欲の減退、生産体制の弱体化が進んでいます。

町はこれまで農業環境整備を積極的に推進してきましたが、今後も整備の継続を図るとともに、様々な課題に対応する農業振興施策に努め、農業者及び関係団体が一体となって地域農業の活性化、魅力ある農村環境づくりを進める必要があります。農業の近代化については、補助制度等により、機械の導入、生産施設の最新化を進めています。高齢農家の増加、後継者の減少という状況の中で、農地の保全と農業生産力の維持及び生産性の高い農業を振興するためには、機械導入が必要です。個人では大型機械の導入は困難であるため、受託組織等へ大型機械の導入の支援、育成強化が必要です。農家と受託組織が協同し営農することで、持続可能な地域農業を図ります。兼業農家に対する支援は、機械導入の他、どのような施策が農地維持を持続可能なものとするか検討していきます。また、基盤整備が完了しているほ場、農道、水路等は近年の大雨や経年劣化等による不具合が発生しています。また、防災上重要なJR跨線橋の耐震化が課題となります。

2 林業の振興

森林整備計画にみる当町の森林面積は19,350ha(89.6%)で、内国有林13,281ha(68.6%)、民有林6,069ha(31.4%)となっています。

近年の安価な輸入材の影響や市況価格の下落による林業従事者の減少、また、従事者の高齢化に伴う造林意欲の減退等により、手入れの行き届かない森林が多数見られます。国有林については、木曽ひのきに代表される天然木の資源の減少により、地元木材業者及び伝統工芸品加工業者への原材料の供給不足が懸念されています。こうした中、環境・水源及び土砂の流出防備に伴う国民意識の高まりから森林に対する関心が向上しており、県では森林整備を県政の主要な柱の一つと位置づけ、補助制度の拡充及び森林税の見直しが図られています。

このような状況を踏まえて、当町では策定した森林整備計画を推進するとともに森林管理署や県、森林組合及び木曽広域連合とともに連携し、森林の機能を確保しながら積極的な施業を推進して良質材の生産地となるよう進める必要があります。

今後は、緑と水の源泉である森林を通じて、都市住民との交流を促進し、生産面と保全面の調和を取りながら有効な利活用を考えていくことが課題となります。

3 地場産業の振興

ア 工業

当町の工業は「木曽ひのき」を中心とする桧やさわらなどの製材・加工を行う中小木工業が

基幹となっています。原材料の多くを依存している国有林内での伐採量が減少しているのに加え、需要面でも外材製品の普及による販売の落ち込みにより経営的に厳しい状況に置かれています。個人企業も多く高齢化、後継者不足により経営の近代化が進展しない業者も見受けられます。大きな産業のひとつであった建設業については、公共事業の大幅な減少により経営の合理化と他事業への転換を迫られている状況となっています。そのほか製造、機械工業においても出荷額が減少の傾向にありますが、誘致した企業の中には多くの従業員を雇用し、一定の水準を保っているところもあります。

イ 伝統産業

国の伝統的工芸品に指定されている「南木曽ろくろ細工」は補助事業などにより後継者の育成や新製品の開発に取り組んでいますが、外国製品の普及と景気の後退、観光客の減少等により売上額に落ち込みが見られる状態です。県の伝統工芸品に指定されている「ひのき笠」も、根強い人気はあるものの安価な外国製品に押されて需要は減少傾向にある上、生産者も高齢化しています。

「田立の手すき和紙」は保存振興会が中心となって商品化に努力していますが、生産量や生産時期に限りがあります。

4 企業誘致

当町の土地は約90%が山間地で平地が少ないため、まとまった工場用地の確保が難しい状況にあります。限られた条件ながら、地域資源や豊かな環境と風土を活かすことのできる企業を誘致することが望まれます。

5 起業対策

地域全体の労働力不足などにより事業所や従業員が減少傾向にある中、町内で起業する者はほとんどいない状況が続いてきました。一方、コロナ禍が明けインバウンドが増えつつある状況から観光業を中心に起業を検討する者も一定程度います。滞在型の観光を進めるにあたり、これらを活かした起業も支援する必要があります。

6 商業

近郊都市の大型店の開設やインターネット販売など効率的や手軽な購買が選ばれる傾向により、町内商店での消費が落ち込んでいます。地域性や個性を活かした経営、特色や魅力ある商店街づくり、消費者に顔の見える購買方法など様々な面で創意工夫が求められています。

7 観光又はレクリエーション

観光業は、コロナ禍以前は観光バスによるインバウンドツアーが多数を占めていましたが、コロナ禍以降は欧米人を中心とした個人旅行が増加しています。旅行者のニーズや価値観が多様化する中、従来の団体旅行から小グループや家族、個人を主体としたものへと旅行形態が変わり

つつあります。町内の様々な観光資源を結び付け、自然・体験・健康・本物志向といったニーズを捉え、国内外の観光客を魅了する滞在型の観光地づくりが課題となっています。

8 人材の確保

町内の中小事業所は後継者の確保や雇用の確保が事業継続にあたって大きな課題となっています。持続可能な産業構造とするため各産業の分野で、担い手の確保など創業を支援する必要があります。

9 リニア中央新幹線対策

リニア中央新幹線事業に関係する工事が町内で行われています。主にはトンネル掘削と発生土置き場の造成です。これらに関係した工事や事業等で町内事業者が関わることもあります。一方で、工事用車両の運行により、住民生活や観光業への影響が懸念されています。また、開業を見据え各産業で活用に向けた検討が必要です。

(2) その対策

1 農業の振興

農業は、地域計画に基づき認定農業者などの担い手や集落協定組織、農業団体及び行政が連携することで優良農地の機能を維持し、後継者育成と新規就農者の確保、集落営農組織の育成・支援を推進していくことで担い手へ農地の利用集積を促進します。また、効果的な鳥獣被害対策を導入し、地産地消の推進、農村観光事業や6次産業化の取り組みを行い、安全安心な農畜産物の供給の確保に努めます。さらに、国の経営所得安定対策や中山間地域農業直接支払制度を活用し、集落が一体となった地域営農体制づくりに努め、自然環境の保全、農村景観の形成など農地の多面的機能の発展を目指します。

農作物の安定的な生産と農地の遊休化防止のため、生産者、消費者、観光関係者、飲食関係者、商工関係者を網羅した地産地消推進組織との連携により、直売所や学校給食等への支援と販路拡大を図ります。

少なからず遊休化する農地が発生してしまうため、荒廃させないよう管理の省力化に向けたスマート農業の検討も併せて進めます。

野生鳥獣への対策として、年々減少している猟友会員の確保に努めるとともに捕獲機材の導入や防護柵の設置等の適切な措置を講じ、被害対策のみならず、緩衝帯の整備や発信機を活用した生息調査の実施等による保護へ配慮した対策も講じることにより、人と野生鳥獣の共生に努めます。

2 林業の振興

森林の持つ水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化等の森林の公益的機能を高める施策に配慮しながら、流域管理システムの有効活用を図り、優良建築材の生産を中心とする人工林ひのきの銘柄化を目標に国有林と民有林が一体となって、枝打ち・間伐を積極的に進め良質

な特産材を可能にする森林施業の推進に努めます。また、施業推進のため、林地台帳を整備し、施業地の団地化と長期にわたる補助制度の運用を図るとともに、森林整備地域活動支援事業により整備を推進します。生産性の向上と作業条件の改善のため、既設林道の改良舗装を順次進めるとともに、新たな林道、作業道開設を計画的に進め、省力的な機械の導入、林業機械の高性能化に努め低コスト林業を推進します。

保健・文化・教育などの森林の持つ多面的・公益的な機能と、豊富な地域資源を活用し、森林の総合的利用を促進します。また、都市住民との交流を進める中で、水源としての山林の重要な役割への理解を求め、令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。また、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図っていきます。

林業振興を阻害しているカモシカや熊などの食害皮はぎ対策、農林産物への被害防止のための有害鳥獣対策を、多種多様な生物との共生を探りながら進めます。マツクイムシ・カシノナガキクイムシ対策については、近隣町村と連携を密にしながら広域単位で早期発見、早期駆除に努めるとともに、その被害状況により森林施業に対し適切な指導を行います。

地域林業の担い手の中核的存在である森林組合の育成強化を図り、森林所有者の付託に応えていきます。

3 地場産業の振興

ア 工業

関係機関との連携を図りながら、国、県の各種補助制度や融資制度の有効利用並びに経営基盤強化につながるような内部資本の充実と経営近代化、合理化対策、コスト削減などの取り組みを促していきます。新たな特産品開発など地域の特色を活かした地場産業の研究育成を支援し、若者の定住雇用の創出につながる産業振興をめざします。

イ 伝統産業

指定伝統工芸品であるメリットを十分に活かしながら新製品の開発、販路開拓、後継者育成に努めていきます。各組合の活性化の取り組みを進めるとともに、観光事業との連携など多面的な角度から新たな利活用を推進します。

4 企業誘致

地理や交通条件、地域労働力を考慮した企業誘致について研究検討を進めます。企業振興審議会や関係機関との連携を密にして情報収集に努め、働きかけを実施します。誘致企業に対する税制上の優遇措置などを継続するとともにPR活動を行っていきます。新たな働き方であるテレワーク可能な企業が地域に根ざすことができるよう町運営のサテライトオフィスを活用します。

5 起業対策

各機関と連携しながら起業をサポートする体制作りを進め、幅広い分野で個人も含めた起業支

援や業種転換を支援していきます。各種補助制度や情報を収集・提供できる仕組みを作り地域に定着する産業育成をめざします。

6 商業

消費者にとって魅力ある商店、商店街づくりを支援できるよう、商工会など関係団体との連携を深めるとともに、地域内消費拡大に大きく寄与している地域商品券の取り組みを引き続き支援します。

補助制度や町制度資金の活用による設備投資などにより円滑な経営ができるように進め、小規模事業所指導や保証料の補助など町独自の支援策も継続していきます。また、担い手不足による後継者問題に対し創業支援補助金を創設し持続可能な経営を支援します。

南木曾駅前を中心に、行政、商工会及び地域商店が連携を図りながら、地域小売業のサービス充実や地元滞留率を高める仕組みづくりに努めます。取り組みの実効力を高めるため、商工会との協働を図るとともに、後継者育成とリーダーの育成に努めます。

7 観光又はレクリエーション

田立の滝、柿其溪谷、南木曾岳等の美しい自然環境や妻籠宿等の伝統的保存家屋、伝統工芸品などの従来からある観光資源を活用した取り組みを踏襲しながら、エコツーリズムの推進、地域の特産品の掘り起こし、体験プログラムの開発など新たな魅力を創造・発信し、持続可能な観光を南木曾町観光協会と共に検討、協力して取り組みます。また、リニア中央新幹線の開業を見据えた観光地づくりを検討していきます。

観光施設については空き家・古民家等の利活用を考慮した整備に努め、インバウンドなどへの活用についても検討しつつ、相互交流の場となるような整備を目指します。

レクリエーション施設については、これまでに整備してきたキャンプ場施設や河川公園、親水公園など既存施設のメンテナンスを行いながら有効活用を努め、観光事業との有機的な連携を図ります。また、木曾広域連合、郡内各町村とともに文化・レクリエーションの広域的な振興を図ります。

8 人材の確保

人材を確保し円滑に事業承継を促すための補助金を創設するほか、商工会等と連携し持続可能な支援体制を構築します。町内中高生の希望に応じて、町内事業者の情報を提供します。地域おこし協力隊も新たな人材として地元への定着を進めます。

9 リニア中央新幹線対策

リニア中央新幹線事業に伴う町へのリスクはリニア中央新幹線対策協議会を中心に対応していきます。リニア中央新幹線開業を見据えた産業の振興は、リニア活用基本構想の実現に向けた取り組みを進めます。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3産業の振興	(1)農業の振興	町単ほ場整備事業	町	
		維持手適正化事業	町	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	町	
		町単水路改良事業	町	
		畜産振興一般事業	町	
		中山間地域等直接支払制度事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	
		農業振興一般事業	組合	
		園芸特産振興一般事業	町	
		忠犬事業	町	
		有害鳥獣駆除事業	町	
	過疎地域持続的 発展特別事業	○町単ほ場整備事業 【事業内容】水田の不具合改善に対する補助 【必要性】圃場整備田の長寿命化 【見込まれる効果】持続可能な農業の推進	町	
		○機構集積支援事業 【事業内容】農地台帳システムの保守、更新 【必要性】農地の位置及び所有者の管理 【見込まれる効果】 効率的な農地パトロールの実施	町	
		○畜産振興一般事業 【事業内容】 町で購入した牛を農業者へ貸し付け。素牛を購入した農業者に対する補助 【必要性】畜産農家の初期投資費用の低減 【見込まれる効果】新規就農者の増	町	
		○農業振興一般事業 【事業内容】 木曾農協からのつなぎ資金又は融資に対する預託、認定農業者等の機械導入に対する補助事業 【必要性】	町	

		<p>農業者の資金の確保、中核的な農家の支援</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>新規就農者の増、中核的な農家の支援</p>		
(2) 林業の振興		町有林管理事業	組合	
		林業振興一般事業	町	
		森林整備計画等策定事業	町	
		森林経営管理事業	町	
		ライフライン等保全対策事業	町	
		カモシカ食害対策事業	町	
		森林病虫害等防除対策事業	町	
過疎地域持続的 発展特別事業	<p>○林業振興一般事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>まき・ペレットストーブ購入者への補助、新規林業従事者育成に対する補助、皮剥防止施業に対する補助、こども園へ木製備品の導入・設置</p> <p>【必要性】</p> <p>木質バイオマス利用、森林資源の活用、新規従事者の確保、皮剥ぎ防止、木に触れる生活環境</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>購入者負担軽減、間伐材等の有効活用、林業事業体の安定経営、良質な木材の成育、環境保護意識の向上</p> <p>○有害鳥獣駆除事業</p> <p>【事業内容】有害鳥獣の駆除</p> <p>【必要性】人的被害防止、農作物被害減少</p> <p>【見込まれる効果】安心安全な生活環境の維持</p>	町		
(3) 地場産業の 振興	工業	企業振興事業	団体	
	伝統産業	地域ブランド推進事業	町	
(4) 企業誘致		企業振興事業	町	
		テレワーク施設運営事業	町	
(5) 起業対策		企業振興事業	町	
(6) 商業		商工振興一般事業	団体	
		企業振興事業	団体	

	過疎地域持続的 発展特別事業	○企業振興事業 【事業内容】小学生の木工体験（ベンチづくり） 【必要性】 町内木工産業（地元木材利用）の発展 【見込まれる効果】将来的な木工業従事者の増 ○地域ブランド推進事業 【事業内容】出産祝い品贈呈 【必要性】 木材振興による発展と出産数増加への取組 【見込まれる効果】町内産製品の宣伝、販売増	団体 町	
	(7)観光又はレ クリエー ション	観光施設管理事業	町	
		観光宣伝事業	団体	
		観光施設整備事業	団体	
		観光総務一般管理事業	町	
		駐車場一般管事業	町	
		地域交流事業	町	
	(8)人材の確保	企業振興事業	町	
		地域おこし協力隊活動事業	町	
	(9)リニア中央 新幹線対 策	地域活性化推進事業	団体	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び進行すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において進行すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
南木曾町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該事業の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」に記載のとおり。

(5) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

1 電気通信施設の整備

平成23年にテレビの地上波がデジタル放送へ完全移行し、木曾広域ケーブルテレビもデジタル放送に対応するためケーブルテレビ網の整備を実施しました。令和2年度には、ケーブル全線を光ケーブルに更新する光化工事を実施し、大容量高速通信かつ4K・8Kを活用した次世代放送通信サービスに対応しました。当町ではほとんどの世帯でケーブルテレビへの加入が完了しましたが、企業や事業所においてケーブルテレビ加入数は近年の経済情勢も影響し減少傾向にあります。また木曾広域ケーブルテレビも設備更新が必要となっている中で、過疎化の進行に伴う加入世帯数の減少や、光回線を活用した住民サービスの向上、地域経済や地域社会を存続・発展させていくための手法としてさらにICTを活用していく必要があります。

防災無線、移動系無線のほか消防・救急無線などのデジタル化整備を進めています。携帯電話の不感エリアは解消されてきましたが、一部地域においては繋がらない箇所もあるため、インターネットや携帯電話の基地局など不可欠な社会インフラ整備を進め、不感エリア等の解消に努めていく必要があります。

2 情報化の推進

技術の進歩により大容量の高速情報通信が可能となり、特に移動体端末への動画配信に代表されるインターネットでの各種サービスが提供される本格的な情報社会となりました。

当町においては、木曾広域連合による光化工事の実施に伴い、従来のインターネット環境に比べ高速通信等可能となりインターネット環境がより強化されました。一方で、町内でも民間事業者の光回線サービスの提供が開始され、民間とのサービス競合が懸念されています。

事業実施主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」(L5G)の導入や利活用が進められています。当町においても今後の高度情報化社会の進展に対応した住民生活や地域産業の発展のため積極的に地域情報化に取り組んでいくとともに、人口減少・少子高齢化による担い手不足をICTの活用等により解決していくことが重要となってきます。

(2) その対策

1 電気通信施設の整備

木曾広域連合によるケーブルテレビへの未加入の個人世帯・企業・事業所に対し、加入促進を図ります。また、引き続き防災無線(移動系・同報系・県防災無線)のデジタル化整備を進め、個別端末や中継局など機器の更新整備を図ります。また、携帯電話の不感エリアの解消やICT時代の重要な基盤となる通信システムの構築を目指すとともに関係機関へ要望します。

2 情報化の推進

木曾広域連合と連携し、光回線を活用した施策を展開し、サービスの推進を図るとともに更なる高度情報通信システムの研究と提供を推進していきます。また、住民がインターネットを利用し、いつでも、どこからでも容易に行政サービスや防災情報を広く享受できる環境を構築するため、ICTを行政分野に活用した、行政手続のオンライン化の充実や迅速な情報発信を進めます。また、デジタル技術に不安がある者に対応した取り組みも推進します。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1) 電気通信施設の整備	水防対策事業	町	
		木曾広域ケーブルテレビ事業	広域	
	(2) 情報化の推進			
	過疎地域持続的発展特別事業	○文書広報事業 【事業内容】ホームページの管理、公式LINE 【必要性】町内外へ広く情報を発信するため 【見込まれる効果】 誰もが情報を得る環境が整備される	町	

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第5 交通施設の整備・交通手段の確保

(1) 現況と問題点

1 町道

町道は、国・県道との連絡や地域のコミュニティ集落を相互に結んでいる日常生活に密着した道路です。山間部や谷間に多くの集落を形成しているため、町道は209路線、実延長164.5km（R2年度末）と膨大な路線を抱えています。

1級、2級町道を中心に順次計画的に道路整備を進めてきましたが、改良率60.5%、舗装率72.2%（令和2年度末）と十分な整備ができていない状況です。地域の生活基盤の強化を図り、地域住民が将来に渡って安全安心に暮らしていける良好な生活環境の確保を進める必要がありますが、集落が広範囲に点在していることや地形的な条件により、投資的負担が過大で思うにまかせないのが現状です。また、山間地の道路が多いため崩落、決壊等の危険箇所が多く、道路防災事業等の必要性があります。

橋梁については、地理的条件から橋梁数209橋と多く、また狭小な幅員のものや車両の大型化等に伴い耐荷力が劣化した橋梁が存在しています。現在、南木曾町橋梁長寿命化修繕計画に基づき危険度の高い橋梁から順次、整備しています。老朽化した橋梁を適切な時期に修繕することは労力、財政的にも負担が大きいです。通行不能となる前に修繕する必要があります。

日常の町道管理は、地域住民の道路愛護活動により側溝等の清掃、路肩の草刈り、その他町道の除雪などを行ってきましたが、近年の急激な過疎化と高齢化により、今までのような対応が困難な地域ができており課題となっています。

2 農道

農道は、農業経営の合理化、農業生産の能率向上、集落機能向上のため、ほ場整備を実施した集落を中心に整備を進めてきました。整備後は、当町の地理的条件から生活道路として利用される農道もあり、集落の営農、日常生活には欠かせない施設となっています。主な維持管理は集落の自助により簡易修繕、清掃等が行われ、町は資材の支給等を行ってきました。近年は、大雨等災害による破損や経年劣化により、再整備が必要とされる農道が増えてきましたが、集落組織での施工が困難と思われる規模のものが増えています。集落の営農、日常生活を持続するためには、農道の長寿命化が必要不可欠なため、今後は更新・改良を行う必要があります。また、橋梁やJR跨線橋についても耐震化や健全化など防災・減災、長寿命化の対策が必要です。

3 林道

林業振興の促進、森林の持つ多面的・公益的機能増進のためには、その基盤となる林道・作業道の路網整備が前提条件ですが、現状の民有林における林道密度は5.0m/haで郡内平均6.6m/haより低い状況です。

一般林道の14路線は年々整備していますが、未改良部分が多く落石等危険箇所も残っています。多くの林道・作業道は行き止まり状態のため、今後さらに森林施業を促進するためには、そ

これらの開設延長が必要ですが、長寿命化計画と合わせ計画的な事業運営が必要です。

国県道、町道、農道との接続を図る道路網の一体的ネットワーク化も課題となります。

4 国・県道

国道19号と国道256号を大動脈に、主要地方道の中津川田立線、中津川南木曾線、飯田南木曾線が当町と近隣の生活圏域を結んでいます。

国道19号は、山岳地帯の谷底を蛇行しながら木曾川に沿って南北に縦貫しており、中京・関西・関東圏を結ぶ、産業観光道路、生活道路として重要な役割を果たしています。しかし、交通車両の増大と大型化、道路線形の悪さなどから重大な交通事故が頻繁に発生し危険な道路となっています。また、観光シーズンには渋滞が続き、緊急車輛等の通行に支障を来しています。さらに、平成26年7月豪雨災害、令和3年5月豪雨災害で土砂流出と雨量規制により地域が分断、孤立状態となりました。このため、国道19号の道路改良とともに、渋滞時、交通事故発生時・災害時の代替路線ともなる木曾川右岸道路の整備が重要視されています。

国道256号は、飯伊・東濃地区と木曾地区を結んでおり、中央道恵那山トンネルの迂回路、産業観光道路として通行量が増大しています。また、漆畑地区未改良区間は急勾配でカーブが多く幅員も狭いため交通事故が多く発生しています。特に冬期間は、降雪等により危険な状態にあるため早急な改良が望まれています。

主要地方道3路線、一般県道1路線は、それぞれ観光・生活路線として重要な役割を果たしています。どの路線も幅員の狭い箇所や急カーブが多く改良の促進が望まれます。特に、(主)中津川田立線は国道19号の代替機能を兼ねており、県境までの道路改良とともに中津川市坂下地籍の道路改良が望まれています。

5 その他道路

国道19号の代替機能であり生活路線でもある木曾川右岸道路（平成21年2月県道認定）の開設事業は、未改良区間が多く部分的な開通にとどまっているため、その機能が十分に発揮されている状況ではありません。リニア中央新幹線へのアクセス道路としての性格をあわせもつことから、右岸道路全線の早期完成が強く求められています。

6 公共交通機関

当町の公共交通機関は、平成19年以前はJRによる列車運行と民間バス事業者が運行するバス運行を中心に構成していました。そのうちバス事業については、人口の減少や自家用車の普及、及び観光客の減少などから、バス事業としての運行はもはや限界であるとして、平成18年度をもってバス事業から撤退した。それ以降、地域バス（幹線バス・スクールバス・通園バス・乗合タクシー）として町主体による運行を始め、高齢者や通学者を対象とした移動手段の確保と、バスの利用促進を図り、平成20年度からは行政、運送事業者、道路管理者、住民の代表者などで構成する地域公共交通協議会を設置し、持続可能な公共交通システムを目指し運行を行ってきました。JRについては、普通電車が1～2時間に1本程度、特急は上り下りとも日に4本程度と決して多くはありませんが、上り方面は隣接市である中津川市や名古屋市を含む中京圏、また、下り方

面は郡の中心である木曾町、県庁所在地である長野市などを結ぶ交通機関として重要な存在であり有効に利用されています。

令和7年10月からは木曾広域連合で木曾地域公共交通ネットワークを構築し、これまで町村それぞれで運行していたコミュニティバスを木曾郡全体で幹線化し、効率化を図ることを目的に、新たに「きそバス」の運行を開始しました。南木曾町、大桑村、上松町の通院バスを統合し、坂下診療所と木曾病院を結ぶ南部幹線が運行しています。

地域バスについては、南木曾駅や小中学校、役場を含む町中心部と周辺の地域を結んで運行され、高齢者や学生等の生活交通としてなくてはならない存在ですが、近年では高齢化により運転手不足が深刻化し、バスの運行が危ぶまれています。

当町は山間地という地理的条件にあります。町の中心部から山間部の谷あい放射状に集落が点在しているため、運行効率は非常に悪い状況にあり、大きな課題となっています。

(2) その対策

1 町道

町道の整備は、日常生活の利便性と災害等緊急時のライフラインの確保を図る道路整備計画に基づき、町民の理解と協力を得ながら計画的に進めます。

ア 町道の開設

- ・生活道路として必要な道路の整備を図ります。
- ・産業振興等のために必要な道路の整備を図ります。
- ・社会環境の変化等に伴う交通安全や運行の利便性を確保するために必要な道路の整備を図ります。

イ 町道の改良、舗装

- ・幹線道路（1級・2級）及びそれに準じる主要道路の整備を図ります。
- ・「木曾地域振興構想」の交通ネットワーク構想に示される国道19号代替路線のルート上にある道路の整備を計画的に進めます。
- ・落石危険箇所など道路防災事業を必要とする道路の整備を図ります。
- ・国道や県道等の事業に関して、一体的に改良を必要とする道路の整備を図ります。

ウ 町道の維持補修

- ・道路及び施設のパトロール点検を実施し、緊急度に応じて整備します。
- ・道路施設・構造物のメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を定期的実施し、施設・構造物の予防保全と長寿命化を図ります。
- ・南木曾町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁を計画的に補強・補修を進めます。
- ・積雪地域における冬期交通の安全対策を進めます。
- ・安全で円滑な交通を確保のため、維持管理の充実を図ります。

エ 県営・県代行道路整備の促進

- ・木曾川右岸道路の早期改良整備を推進します。

- ・広域的な幹線道路である木曾駒山麓線（妻籠から与川）の整備について、木曾地域振興構想に計画が位置付けされるよう要望します。
- ・地域再生計画「歴史とひのきの薫る里づくり計画」により、広域的な幹線道路である木曾川右岸道路（高瀬橋）の県代行事業での整備を促進します。

オ 広域的な要素の高い道の整備

田立と岐阜県中津川市川上を結ぶルートは、生活道としてだけでなく広域的観光ルートとしても重要であるため、県へ広域的な整備を要望します。

2 農道

国、県の農業関係事業を活用しながら、地域住民と協働して農道整備を図り、農業基盤の向上を図ります。

3 林道

林道、作業道開設は、効率的な森林施業を実現するため、国県の補助事業等により積極的に進めます。さらに、国道、県道、町道、農道と連携した一体的な道路のネットワーク化を推進し、相互の道路機能を高めます。当町は総じて地形が急峻であり、年間降雨量も多く花崗岩地質であるので、災害要因とならないよう慎重な配慮をしながら進めます。

改良・舗装については、国県の補助事業等を活用し、林道長寿命化計画に基づき計画的に進めます。

4 国・県道

国、県道は、広域的な幹線道路として、また産業観光道路として、その機能の向上を図るとともに、交通安全施設の整備を促進します。

- ・国道19号の改良（防災（雨量規制解除）、線形改良、視距改良、交差点改良、自歩道整備、横断歩道整備等）を促進します。
- ・国道256号の改良（防災・漆畑未改良区間・登坂車線整備・歩道整備等）を促進します。
- ・（主）中津川田立線の改良（岐阜県境までの全面改良・横断歩道の設置・信号機設置）を促進します。
- ・（主）中津川南木曾線の改良（防災・部分改良・歩道整備）を促進します。
- ・（主）飯田南木曾線の改良（防災・視距改良等）を促進します。
- ・（一）南木曾停車場線の改良（交差点改良・歩道整備・側溝整備）を促進します。
- ・国道19号の代替路線のルート上にある県道の改良を促進します。

5 その他道路

木曾川右岸道路整備事業については、広域的な基幹道路として早期完成をめざして、引き続き積極的に促進します。

6.公共交通機関

令和6年度から郡内の公共交通計画を統合した木曾地域公共交通計画を策定し、持続可能なバス運行を目指しています。南部幹線の運行に伴い、町内の地域バスも路線の廃止・変更を行うなど新交通システムを再構築していきます。不足する運転手などの担い手確保について、交通事業者への支援を通じた待遇改善や都市部からの誘致など人材確保を図ります。

住民の通勤・通学における生活交通として、高齢者など自らが交通手段を持たない方の移動手段を確保するため、また町を訪れる観光客の交通手段として路線の維持に取り組みます。利用者ニーズにあった運行に努め、利用実態の調査・検証を行い、事業の見直し等による効率化を図ります。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備・交通手段の確保	(1) 町道 道路	道路新設改良事業	町	
		道路補助新設改良事業	町	
		道路舗装事業	町	
		道路維持補修事業	町	
		国土強靱化事業	町	
		除雪対策事業	町	
	橋梁	橋梁維持事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ○道路舗装事業 【事業内容】 町道の舗装 【必要性】 町道の機能維持 【見込まれる効果】 道路利用者の安全確保、利便性の向上 ○道路橋梁費一般事業 【事業内容】 町道の点検、管理 【必要性】 町道の維持 【見込まれる効果】 持続可能な維持管理 ○橋梁維持事業 【事業内容】 橋梁の点検 【必要性】 橋梁の機能確認 【見込まれる効果】 橋梁利用者の安全確保 	町	

	(2) 農道	町単農道整備事業	町	
		農道維持管理事業	町	
	(3) 林道	林道維持補修事業	町	
		林道改良事業	町	
	(4) 国・県道	県営工事付帯事業	県	
	(5) その他道路	県営工事付帯事業	県	
	(6) 公共交通機 関	南木曾駅運営事業	町	
過疎地域持続的 発展特別事業	○新交通システム運行関係事業 【事業内容】地域バスの運行 【必要性】 移動手段がない、又は移動が困難な住民の移 動手段の確保 【見込まれる効果】住民生活の維持	町		

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

1 水道

ア 簡易水道

水道は南木曾町簡易水道として、三留野・妻籠地区、北部地区、大山・蘭地区、川向地区及び田立地区に分かれており、令和7年3月末現在の給水人口は3,247人、普及率は89.18%となっています。近年の生活様式の変化に伴って水需要が増大していることから、施設の改良整備を実施してきましたが、既存の施設の老朽化も進んでいることから今後も計画的な整備が必要です。

また、JR東海が進めるリニア中央新幹線建設に伴い、水道水源保全地区を水源とする簡易水道への影響が懸念されており、とりわけ水源の水量確保が重大な課題となっています。

イ 小規模水道

簡易給水施設・飲料水供給施設は17施設で、給水人口は364人となっています。これら小規模水道の施設の多くは伏流水や湧水を利用しているため、依然として水量不足や濁り水等の問題は解消していません。また、小規模水道の施設管理者の高齢化により、施設の維持が困難になってきている状況にあります。

簡易水道の状況

地区名	認可年度	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m ³ /日)	配水池容量 (m ³ /日)
南木曾町	平成29年度	4,000	2,427	2,523
※三留野・妻籠簡水 (三留野)	昭和29年度	2,100	315	
	昭和31年度	2,400	360	
	昭和35年度	2,400	360	
	昭和45年度	1,770	360	
	昭和58年度	1,770	570	
(妻籠)	昭和35年度	1,600	240	
(統合)	昭和62年度	3,060	1,195	
	平成10年度	2,385	1,441	1,030
※川向簡水	昭和29年度	210	132	
	昭和56年度	660	206	
	平成14年度	400	247	198
※大山・蘭簡水	昭和34年度	2,600	390	
	昭和54年度	1,600	390	
	昭和63年度	1,250	418	
	平成9年度	1,200	750	709
※北部簡水	昭和53年度	330	132	
	平成12年度	291	137	186
※田立簡水	昭和49年度	1,500	336	
	平成11年度	1,140	693	400

※三留野・妻籠簡水、以下5簡易水道は平成29年に南木曾町簡易水道へ統合

飲用水供給施設の状況

施設数	供給人口
4	164人

簡易給水施設の状況

施設数	給水人口
13	200人

2 下水処理

下水処理事業は、妻籠地区を特定環境保全公共下水道事業処理区として平成12年3月から、また蘭地区を農業集落排水事業処理区として平成12年11月から実施しています。前述の地区以外は、浄化槽の設置補助事業や浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。下水処理施設の維持管理や浄化槽の設置費用は、年数の経過による老朽化に伴いここ数年増加傾向にあります。また、人口減少による使用料収入の減少から事業経営が大変困難な状況にあります。

3 廃棄物処理

当町でもごみの排出量（処理量）が増加の一途をたどっていましたが、廃棄物の再資源化の推進により減少しつつあります。このような状況のなか、平成22年度から南部と北部のクリーンセンターを統合し木曾郡全域でのごみ処理となりました。また、平成30年度の新炉建設に合わせて出来る限り既存施設の延命を図るため「雑紙」の再資源化を実施し、ごみ減量を進めています。

今後「ごみ処理広域化計画」、「一般廃棄物処理計画」などで木曾地域のごみ処理方法を検討しつつ、環境に配慮した廃棄物処理を進める必要があることから、現在実施している可燃物、不燃ガラス類、金属類、プラスチック製容器包装、びん類、生ごみ、紙類（ダンボール、雑誌、雑紙）、紙製飲料パック、ペットボトル、発泡スチロール、乾電池、蛍光管、小型家電の分別収集に合わせ、更なる分別品目の模索を進め、ごみの減量・再資源化を一層推進する必要があります。

4 消防

当町は集落が広く点在しているため消防機動力の配備や分団編成等において非効率な面がみられたので、昭和59年に大幅な団編成替えを実施しました。その後も団員の減少等により組織の見直しや、団員定数の改正を実施してきました。機能消防団員の制度を取り入れつつ定年延長等を見直し、基本団員と機能消防団員により昼間体制及び水防活動の強化に努めています。

平成3年度からは木曾広域消防本部が業務を開始し消火活動、救急活動等を行っていますが、発足当時と比較して救急内容が多様化していることや、出動回数自体が大幅に増加していること等から、火災出動時に救急出動等の要請が重なった場合には十分対応できない等の問題も生じています。

現在の消防機動力はポンプ自動車3台、小型ポンプ付普通積載車8台、同軽積載車7台・可搬予備ポンプ10台が配備され、道路事情の改善に伴い過去に比べて活動範囲も広がってきています。今後も団員の減少が予想されるため、資機材の維持管理を十分考慮した効率的・計画的な配備が必要です。

昼間火災の対策として本部分団を編成しています。各分団では昼間地元にいる団員が少なく、消火活動に十分な対応ができない恐れがあるからです。水防対策についても各分団で編成を行っ

ていますが、同様の事が考えられます。

このような状況から基幹である広域消防の充実、防災施設の維持・増強、消防団の体制強化、自主防災組織の整備を図るほか、住民の防災意識の高揚と啓発に努める必要があります。

5 防災

当町は山間地で傾斜地が多いうえ、地質が風化花崗岩で崩れやすいこと、降水量が多いことから過去に幾度となく災害が発生してきました。急傾斜地崩壊危険区域をはじめ土石流危険渓流も数多くあり、今後も災害予防対策を積極的に進める必要があります。

災害発生時の対応・体制については南木曾町地域防災計画に定められています。各世帯への防災ハンドブック・ハザードマップの配布や各避難所の災害備蓄物資の整備、及び感染対策などソフト対策の取り組みが必要です。

当町には木曾山脈西縁断層帯、阿寺断層帯が走っているほか、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、地震に対する備えを常に行う必要があります。しかし、一般世帯での対応は十分とはいえない状況であり、今後も防災意識の高揚に一層努めていく必要があります。

6 交通安全

公共交通網の脆弱な当町の地域生活・経済活動は自動車に大きく依存しています。幹線道路である国道19号での交通事故件数は年々減少傾向にあるものの、事故が発生すれば住民生活に多大な影響を及ぼす状況にあります。また、県道・町道においても起伏が激しく道幅が狭い環境にあり、常に交通事故発生の危険があります。このため交通安全協会との連携をより強固なものとして、町民の交通安全意識の普及啓発に取り組むとともに、ドライバーや歩行者などの交通安全マナーの向上に努める必要があります。また、町内には未改良の道路をはじめ、国道の歩道の未整備箇所や交差点改良、県道・町道の路側帯、カーブミラーなどの交通安全施設が不十分な区間も多く、その整備・充実が求められます。

7 防犯

インターネットやスマートフォン等の普及により、社会環境の変化と共に犯罪が多様化、広域化しています。また暴力犯罪などの低年齢化の他、従来からの悪質な訪問販売などに加え、高齢者を狙う特殊詐欺の前兆電話事案が多発傾向にあります。当町での犯罪発生率は低水準にありますが、町民が安心して生活ができるように警察などの関係機関との連携を強化して、「犯罪と暴力のない明るいまちづくり」に取り組むことが求められています。

8 住環境の整備

住宅は健康的で文化的な生活を営む基盤であり、定住化促進のため重要な要素です。近年の住宅需要は、婚姻に伴う当面の新居など核家族化に伴うものや、UIJターン者による住宅ニーズが比較的高くなっています。こうした住宅需要の増加に対し、昭和50年以前に建築された公営住宅、町営住宅の老朽化・狭小、下水道供用開始への対応等の居住環境の改善が課題です。特に老

朽化した町営住宅の除却、処分が急務となっています。そのため今後の住宅需要を考慮して、新たな住宅地の確保に努め、生活関連施設の整備と良質な住宅の確保や、住宅の耐震診断・改修を図る必要があります。

本格的な長寿社会の到来に備え、高齢期の住生活の向上と居住の安定及び身体機能の低下等にも対応した住宅の確保も課題です。

9 霊園等

墓地については、共同墓地が少なく地区によっては墓地が点在しているところも多くあり、墓地の管理に支障をきたしています。

現在までに3団地143区画の霊園を分譲してきましたが、墓地の返却を希望している者が増加傾向にあり、霊園管理の見直しの必要性が生じてきています。

木曽葬斎センター緑聖苑は木曽広域連合で運営しています。

10 公園

公園は町民が気軽に潤いと安らぎを実感できる「心のゆとり空間」として、重要な機能を果たしており、ミツバツツジ祭りやマレットゴルフなど、交流の場やレクリエーション、健康増進を図る場として活用してきました。

これまで大正ロマンを偲ぶ天白公園や河川公園、田立坪川の親水公園などの整備に取り組んできました。今後は既存の公園の維持に努めるとともに、その利活用の促進を図る必要があります。

11 リニア中央新幹線への対応

リニア中央新幹線は南木曽町内を地下トンネルで通過するとともに、蘭地区、広瀬地区に非常口が設けられます。水資源の保全、発生土置場、工事用車両の通行、観光事業への影響など様々な側面で住民生活への影響が懸念されます。国県等の関係機関と連携しながら、J R東海に環境保全に関して適切な対応を求めていく必要があります。

(2) その対策

1 水道

ア 簡易水道

経営改善の手段として使用料の改定を検討することと合わせて、継続的・安定的な事業運営を実現できるよう、木曽圏域の事業広域連携の模索等により可能な限り経費を縮減するとともに、将来の必要となる経費を想定し、安定した事業運営のための財源確保に努めます。

施設老朽化の問題については、経費縮減を進める中でも必要な老朽化対策財源を確保し、安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう改良や整備を進めます。

リニア中央新幹線の建設に伴う水量確保の問題については、既存の水源への影響が最大規模で生じた場合でも、住民の生活に支障をきたさない必要十分な代替水量が確保できるよう J R

東海と協議を進めていきます。

イ 小規模水道

施設を維持管理する各地域の水道組合に対し、施設改良や修繕をする際に継続的・安定的な水道供給に資する補助金の交付を行います。

給水人口の減少及び高齢化に伴う施設管理の問題については、施設の統廃合や簡易水道への併合等を含めた協議を各地域の水道組合と進め、継続的に施設管理が行える体制を整備していきます。

2 下水処理

経営改善の手段として使用料の値上げが考えられますが、これは一時的な財源確保の手段としかならないため、継続的・安定的な事業運営を実現できるよう、民間の経営手法の活用などを視野に経費縮減を図っていきます。

下水処理施設の老朽化については、経費縮減を進める中でも必要な老朽化対策財源を確保し、浄化槽の維持管理については、民間ノウハウ（浄化槽PFI等）の活用により財源を確保する等の対策をとっていきます。

三留野・渡島地区及び木曾川右岸地域の浄化槽市町村整備推進事業は令和2年度までの計画でしたが、生活排水対策として今後も浄化槽の普及が必要であるため、計画期間を延長し、令和12年度まで市町村整備推進事業を継続し、その他の地域については浄化槽設置補助事業で整備します。

集合処理地域の下水道未接続世帯への接続促進を図るため、下水道に対する意識向上のための啓発活動に努めます。

3 廃棄物処理

資源の有効利用、ごみの減量化を図るため、現在行っている可燃物、不燃ガラス類、金属類、プラスチック製容器包装、びん類、生ごみ、紙類（ダンボール・雑誌・雑紙）、紙製飲料パック、ペットボトル、発泡スチロール、乾電池、蛍光灯、小型家電の分別収集を徹底し、住民及び事業者の意識啓発活動に努めます。

木曾広域連合では平成30年度から新炉が稼働していますが、処理能力は小規模で計画されているため、木曾広域連合木曾クリーンセンター等の関係機関と連携して、ごみの発生抑制を推進します。また、排出されるごみも出来る限り再資源化等を進め、環境に配慮した効率的なごみ減量施策の検討を行います。

この他、ごみのポイ捨てを監視し良好な生活環境を維持します。

4 消防

消防の組織体制は、木曾広域消防本部との連絡を密にして、昼間火災の即応体制を強化するとともに、火災発生時の初動活動等、多様化する災害に対応できるよう連携強化、体制づくりを図ります。消防団については、団員全員で運営に携わる雰囲気づくりや運営方法の見直しを主な

がら、魅力ある消防団づくりへの創意工夫により積極的に団員の確保を進めるとともに、団員の処遇改善についても検討していきます。また、自主防災組織の整備を進めます。

広域消防の機械力・装備等の充実強化は、郡内町村と共同して計画的に進めるとともに、町内消防団消防ポンプ自動車や小型ポンプ積載車等の消防機械力・防火水槽等の防災施設の整備、消防団の編成や地域的なバランスを考慮する中で計画的な整備を進めます。

住民一人ひとりの防火思想の啓発は、広く町民を対象とした初期消火の指導を行い防火意識の高揚に努めます。

5 防災

防災計画に基づき、地震・風水害をはじめとする様々な災害に対処できるよう防災対策の充実強化に努め、町民の防災意識の高揚を図るため、啓発活動を積極的に取り組みます。特に洪水ハザードマップは、想定し得る最大規模の降雨に備えるべく長野県等関係機関と連携した見直しを行い、住民との情報共有に努めます。

治山・治水・砂防などの防災工事については、国県へ要望するとともに、水防・備蓄倉庫の整備を行い、水防資機材・備蓄品等を計画的に配備します。

従前のハード対策に加え、高齢者や障がい者など避難時の要支援者に対する協力体制づくりや、避難所内での感染症対策を徹底するなどソフト対策の拡充を図ります。

防災計画の改定を進めるとともに、国土強靱化計画に基づき、災害リスクや地域の状況に応じて効果的な取り組みを行います。

6 交通安全

日常生活に大きな危険と脅威を与えている交通情勢に対処するため、交通安全協会等と連携し、交通事故防止と交通安全思想の普及・啓発に努めます。また、歩道・横断歩道・歩道橋・信号機などの交通安全施設の設置や改善、幅員の狭い区間や見通しの悪い区間の改良を推進します。

身体機能や認知機能の低下から運転に不安をもつ高齢運転者の免許返納や安全運転機能付き車両購入などを支援します。

7 防犯

防犯体制を充実するために防犯協会、警察などの関係機関と連携し、安全活動、防犯思想の普及・啓発を図るとともに、警察・町・地域が一体となって町民の生活を脅かす組織や有害施設の進出の防止と排除に努め、「犯罪と暴力のない明るいまちづくり」を推進します。

8 住環境の整備

公営住宅の入居希望者の増加傾向や老朽化・狭小等を踏まえ、国県の制度を活用し、居住者のニーズに対応できるよう除却や建替、環境改善、耐震診断、改修を行うとともに、住環境の調査を行い、現状の把握に努めます。また、県営住宅の誘致についても県に働きかけます。

定住促進やU I J ターン者の定住確保のため、地域優良賃貸住宅及び町営単独住宅の建設や

宅地造成を図ります。また、高齢者、障がい者にも配慮した住宅について検討します。

町県の施設のほか、町内に点在する空き家についても利活用を進めていきます。

9 霊園等

散在墓地の適正管理を促すとともに、散在している墓地の集合や新設墓地の需要に対応するため、既存霊園の活用を図ります。

木曾葬斎センター緑聖苑の運営を木曾広域連合で継続していきます。

10 公園

豊かな森林空間や恵まれた自然環境を最大限に生かした個性的で魅力的な公園の利活用を促進します。また、ツツジ、桜、花桃などの花と自然を生かした地域の活動を支援します。

11 リニア中央新幹線への対応

平成26年度に設置した「南木曾町リニア中央新幹線対策協議会」をJR東海との協議の受け皿とし、JR東海に対して事業に伴う住民のリスクの低減のため必要な環境保全措置等を求めます。また、必要な環境調査の実施及び調査結果の開示を求めます。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1) 水道 簡易水道	簡易水道営業関連事業	町	
		簡易水道施設整備事業	町	
	小規模水道	簡易給水施設整備事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	○簡易水道営業関連事業 【事業内容】 公営企業会計 簡易水道事業 【必要性】 経営状況や財政状況の把握、計画的な経営・事業実施のため 【見込まれる効果】 財務諸表作成、資産の適正管理による経営状況判断、経営健全化、財政の持続性の確保、統一的な基準に基づいた財務書類、資産・費用などの整合性が確保される	町	

	(2) 下水処理 公共下水道	下水道営業関連事業	町	
		下水道施設整備事業	町	
	農業集落排水 浄化槽	農集排営業関連事業	町	
		浄化槽施設整備事業	町	
	過疎地域持続 的発展特別事 業	○下水道営業関連事業 【事業内容】 下水道施設のストックマネジメント計画の更 新業務委託 【必要性】 下水道施設のストックマネジメント計画を策 定することで、優先順位を明確にしコストを抑 えつつ効果的な維持管理が可能となる 【見込まれる効果】 ストックマネジメント計画の策定により施設 の長寿命化・ライフサイクルコストの縮減が見 込まれる ○下水道施設整備事業 【事業内容】下水道事業3会計について経営戦 略を策定する 【必要性】 経営戦略の策定により経営の方向性を明確に するため 【見込まれる効果】 経営の一貫性・効率化の向上が見込まれる	町	
	(3) 廃棄物処 理	塵芥処理事業	町 広域	
		美しいまちづくり・ポイ捨て監視事業	町	
	(4) 消防	消防水利施設整備事業	町	
		消防施設整備事業	町	
		総務関係事業	広域	
(5) 防災	河川整備事業	町		
	防災対策事業	町		
過疎地域持続 的発展特別事 業	○防災対策経事業 【事業内容】地域防災計画の策定 【必要性】災害に強いまちづくりのため	町		

		【見込まれる効果】地域防災力の向上		
(6) 交通安全	交通安全一般事業		町	
(7) 防犯	防犯関係事業		町	
(8) 住環境の整備	ユ一・アイ住宅建設事業		町	
	住宅管理一般事業		町	
	住宅対策事業		町	
	宅造業務管理事業		町	
	公営住宅建設事業		町	
過疎地域持続的発展特別事業	○住宅対策事業 【事業内容】 住宅の増改築・リフォーム工事への補助 【必要性】 快適な生活環境（利便性の向上、長寿命化）の整備 【見込まれる効果】町内への定住化		町	
(9) 霊園等	町営霊園管理事業		町	
	総務関係事業		広域	
(10) 公園	観光施設管理事業		町	
(11) リニア中央新幹線への対応	環境保全対策推進事業		町	

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第7 子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

1 児童福祉

少子化が深刻な当町において、令和6年度中の出生は10人で令和3年度から令和7年度までの5年間平均では11.6人となり、町の総合戦略（人口ビジョン）の出生数20人を大きく下回る状況となっています。そのため、町では子育て関係施策を主力事業に引き続き位置付けて取り組んでいく必要があります。

令和4年4月から保育所型認定こども園に移行し、就学前の幼児期の子育て支援、幼児教育の資質を高めるとともに、満1歳児からの未満児保育を行っています。年々、未満児保育の希望者が増えており、未満児保育の拡充に伴い、保育士の確保や環境の整備が必要となります。また、田立園を子育て支援施設とし、生まれてから3歳未満の未就園児の親子を対象に一時預かりや親子交流、子育て相談を拡充し、就園しない子どもと保護者も含めた支援を進めています。0歳児の預かりや病児保育等を求められており、検討していく必要があります。

育児中の費用負担軽減を図る子育て応援給付金などの継続や地域の子育て環境の充実と魅力発信を図ることにより、UIJターンなどによる子育て世帯の増加を図っています。

安心して子育てができるよう、子育て世代包括センターを設置し出産から18歳まで、子どもたちの育ちに寄り添い、支援をしてきました。令和7年度4月からはこれまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」で行ってきた支援を一体化してすべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関としてこども家庭センターの設置をしました。

今後、少子化が進む中に合って必要な子育てニーズを把握し、子育てを支援するため「笑顔あふれる子どもを育む」を基本理念とする子ども・子育て支援事業計画を踏まえながら、教育委員会、学校、関係する各種団体等との関係機関との連携を図るとともに、各種子育て支援団体・NPO法人等と連携協力することが求められています。

子どもの医療費無料化については、長野県の制度として中学校3年生までを対象に、各医療機関・薬局ごと自己負担が月500円となるよう医療費の軽減を図っていますが、南木曽町では対象を高校3年生までに拡大して支援を行っています。また、令和7年度からは対象者全員の自己負担無料化を実施するとともに、今後さらなる負担軽減のため、県外受診について償還払いから現物給付への移行が行われるように取り組んでいます。

2 ひとり親（母子・父子）福祉

ひとり親家庭は、子育てと仕事を一人で担わなくてはならないケースが多く、困難を抱えている場合があります。保育料の減免、子育て応援給付金の継続実施、児童扶養手当の申請援助、福祉医療給付、母子福祉資金などの福祉制度や教育・住宅等の分野においても支援が必要と考えられます。

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、母子相談員をはじめとする支援関係者と連携した相

談窓口の充実や、子育て支援事業の推進による日常生活への支援が重要です。

3 高齢者の健康・福祉

町の高齢化率は、令和7年4月現在で44.1%となっており、今後も高い水準で推移することが見込まれます。また、高齢者の独居や高齢者のみ世帯の増加が予想されます。これらを踏まえて介護保険事業のほかに高齢者の日常生活を支える仕組みづくり、高齢者の知識や経験を生かす社会参加の推進及び生きがい活動が必要です。

介護保険認定者の原因となっている疾患では、認知症が最も多く、次いで廃用症候群となっています。これらの状況から生活等の支援が必要な高齢者が今後も増加していくと予想されます。

すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むために、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を構築・深化させ、この地域に相応したサービスの提供体制を実現することが求められます。また、サービスの担い手が不足している状況から、地域住民との協働による支えあいの地域づくりを進め、生きがい活動等により介護予防に取り組むことが必要です。

4 障がい者福祉

障害者総合支援法改正により障害福祉サービスの充実が推進されました。町独自の対応が困難なサービスもあるため、木曽圏域では広域連携により効率的なサービス提供を展開しており、今後も継続が必要です。

障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法が施行され、障がい者の人権、権利擁護が法的に整備されています。今後、法律や国の制度改革を踏まえて適切に対応するため、次の点が重要となります。

- 障がい者の人権を尊重した社会共生の実現
- 障がい者の多様な選択肢を保障し、地域で安心して生活するための相談支援体制
- 地域住民への啓発活動
- 地域生活支援拠点など地域で生活するための体制整備

5 地域福祉

住民の参画により地域福祉（住民が地域社会の一員として日常生活を営み、年齢や性別、障がいの有無に関わらず地域のあらゆる活動に参加してお互いに支えあう社会）の実現をめざし、この理念にたって「老人福祉計画」「障害者福祉計画」「健康づくり計画」「子ども・子育て支援事業計画」を地域福祉計画として策定しています。

65歳以上の高齢者は人口の4割を占め、独居高齢者や高齢者世帯員、障がい児・障がい者、要介護者等の要援護者は年々増加しています。誰もが住み慣れた地域社会で安心して過ごすためには、公的なサービスの拡充だけでなく、地域住民が相互に日常生活を支え合う仕組みづくりが急務となっています。

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、自立に向けた相談支援を行うため、木曽保健福祉事務所、長野県木曽生活就労支援センターまいさぼ木曽、ハローワーク等関係機関との連

携が必要です。

中高年のひきこもりが、これまで生活を支えてきた親が高齢化のため病気や要介護状態になることにより、一家が生活困窮に陥り、社会的に孤立する「8050問題」が深刻になっています。医療・介護・福祉・保健・就労等、分野を超えて、多様な問題を支援していく体制づくりが必要です。

頻発する災害に備え、自身での避難が難しい要援護者の把握と支援が求められます。

6 男女共同参画社会の形成

少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。平成27年度には女性活躍推進法が施行され、自治体や事業所への事業主行動計画の策定等が求められる等、一層の取組の充実が必要となっています。

町では、令和5年度に女性活躍推進計画及びDV対策基本計画を含む「第4次南木曾町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画は住民一人ひとりの意識改革から始まり、やがて社会全体に浸透していくことを最終目標としたことから、行政が行うことと、一人ひとりが行うことに分けて目標を設定し計画を遂行してきました。

(2) その対策

1 児童福祉

笑顔あふれる子どもを育くむため「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援を進めます。

ア 保育サービスの充実

保育所型認定こども園を利用しない家庭も含めた子育て環境を町全体で構築し、地域で安心して子どもを育てていけるように教育・保育・子育て支援の各種支援事業の充実を図っていきます。また、拠点となるこども園は、子どもたちが快適に過ごせる施設の確保に努めつつ、子育て支援事業も一体的に進めより子育てしやすい環境づくりを進めます。

イ 協働による子育て支援事業

ファミリーサポート事業等のほか、自主的に活動している子育て支援グループとの協働やNPO法人などの育成に努めます。

ウ 子育て世代への負担軽減策

子育てに係る経済的な負担を軽減するため、給食費等の公費負担や3歳以上児のバス送迎、1・2歳児等を対象とした子育て応援給付金などの実施により、子育て世代が安心して子どもを育てる環境づくりを進めます。

子どもの医療費について、国の地単公費現物給付化の動向を注視しつつ、早期の県外受診現物給付化を目指します。

2 ひとり親（母子・父子）福祉

ひとり親世帯の自立を支援するため、児童扶養手当の申請援助、福祉医療給付など適切な自立支援を引き続き行うほか、ひとり親の相談等の窓口の充実と子育て支援事業による日常生活の支援を推進します。ひとり親世帯の不安を解消し、安心した生活が送れるように支援を図っていきます。

3 高齢者の健康・福祉

健康づくり計画・老人福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、高齢者が笑顔を絶やさずに住み慣れた地域で安心して暮らせるよう総合的なサービスの提供に努めます。

ア 高齢者の健康づくりの推進及び介護予防

一般介護予防事業の充実を図ります。また、介護予防事業から介護保険サービスへの移行の際に切れ目のない提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。

イ 生活支援の充実

生活支援コーディネーターの配置により、ニーズの掘り起こしや有償ボランティアの活用を推進し、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進します。

総合相談窓口として、地域包括支援センターの役割を住民に周知するとともに、様々な相談に対して的確な状況把握を行い、関係機関と連携し、迅速な対応に努めます。

担い手の高齢化が課題であり、毎年担い手研修を実施する等、活動の継続に力を入れていきます。

認知症初期集中支援チーム、医療機関、認知症疾患医療センターなどとの連携強化と認知症高齢者等徘徊・見守りSOSネットワーク事業の充実を図ります。

ウ 介護保険事業の適正化

木曾広域連合、介護サービス事業者との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの推進を強化します。少子高齢化、人口減少に伴い、介護サービス事業所の利用率や介護人材不足についての状況把握をする中で、関係機関と共有しながら、それぞれの課題に取り組みます。

適切な介護保険サービスが提供されるよう、木曾広域連合、町社会福祉協議会や民間事業者との連携を図ります。

4 障がい者福祉

障がいの早期発見と支援に努めるとともに、ノーマライゼーションの理念のもとに障がい者の自立と社会参加を支援して、住み慣れた地域で社会の一員として自立した生活と活動ができる地域社会を目指します。

ア 広報啓発活動の推進と障がい者の権利擁護

ノーマライゼーションの理念の普及に努め、障がい者理解促進・虐待防止・差別解消の取り組みを実施します。

日常生活自立支援事業の活用を図り、法定後見人制度利用を継続するとともに積極的な広報

啓発と権利擁護の推進を行います。

イ 相談支援事業の推進と継続した支援体制の確立

多様化する障がいに関する相談に対応するため、限られた福祉資源の活用と調整を行うとともに、相談支援体制整備の強化を図ります。早期発見や相談支援体制の充実に繋げるため、関係機関と連携し、適切な支援が受けられる体制構築に引き続き取り組みます。

適切な療育・治療に結びつけ、就学後の支援の円滑な移行を実現するため、関係機関との連携を図ります。また、進路選択後も関係性を確保し、社会的自立に向け特性に合わせた進路選択が行えるよう個々の状況に応じた支援を継続します。

ウ 障がい者の生活と就労の支援

地域生活支援、就労継続支援といった課題に対応した自立支援サービスの継続を行い、地域の社会資源の活用や関係団体・NPO法人などの住民組織との協働に努めます。

地域生活拠点として地域活動支援センター事業を継続するとともに、町内だけでなく木曾圏域における社会資源として、木曾障がい者基幹・総合支援センター等の関係機関との連携により、障がい者自身のニーズや能力に応じた支援を推進します。

5 地域福祉

誰もが住み慣れた地域でいきいきと過ごしていくために、支援を必要とする一人ひとりを地域全体で支える体制が必要です。公的なサービス等だけでは賄えない部分は、地域住民で支え合う体制づくりに努めます。

有償ボランティアなぎそ・おたすけ隊や地域ボランティア活動への支援により、住民同士が助け合う体制づくりを応援します。

心配ごとや困りごとに対し、ささいなことでも安心して相談することができる体制を目指します。地域の見守り活動や気軽な相談窓口として活躍している民生児童委員活動、定期的開催され相談先として定着している心配ごと相談活動を支援します。必要に応じ医療・介護・福祉・保健・就労等の関係者が連携を行い、支援できる体制を強化します。

6 男女共同参画社会の形成

男女の役割、性差などに固定的なイメージを持たず、個々の能力や適性を尊重すること、地域や職場、学校、家庭において平等に活躍できる環境づくりに取り組みます。令和9年度には上記取り組みを考慮した「第5次南木曾町男女共同参画計画」の策定を行います。主な内容としては、性差のない雇用環境の整備を企業等へ啓発、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、地域活動における男女共同参画の推進、活躍する女性の事例紹介によるその活動の促進と地域の魅力向上、男女双方の意識改革と理解の促進などを計画します。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉	認定こども園子育て支援事業	町	
		認定こども園施設管理事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	<p>○子育て支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>ブックスタート事業、児童遊園設置事業、capワークショッププログラム</p> <p>【必要性】</p> <p>絵本を通じた親子の触れ合いから子どもの心身の成長を促す。遊具の安全の確認。子どもが暴力～自分の身を守るプログラム</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>虐待の抑制、防止、安全の保障、自殺、いじめ等の防止</p> <p>○認定こども園施設管理事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>認定こども園施設管理経費、子育て応援給付金1.2歳児</p> <p>【必要性】</p> <p>こども園維持、家庭での子育ての応援</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>保育環境、子育てを維持する</p> <p>○放課後子ども教室事業</p> <p>【事業内容】放課後子ども教室事業</p> <p>【必要性】放課後の子どもの居場所づくり</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>働く世帯への支援、子どもの放課後の安全の確保</p> <p>○子ども家庭センター推進事業</p> <p>【事業内容】子育て世代の歯科健診</p> <p>【必要性】口腔衛生に関する啓発</p> <p>【見込まれる効果】歯周病の予防</p> <p>○母子衛生関係事業</p> <p>【事業内容】新生児に対する聴覚検査</p> <p>【必要性】疾病、障害等の早期発見</p>	町	

		【見込まれる効果】 早期発見による適切な治療等		
(2)ひとり親 (母子・父子) 福祉	母子福祉事業		町	
	父子福祉事業		町	
過疎地域持続 的発展特別事 業	○母子・父子福祉事業 【事業内容】ひとり親家庭の医療費助成 【必要性】ひとり親家庭の親子に対する支援 【見込まれる効果】医療費負担の軽減		町	
(3) 高齢者の 保健・福 祉	社会福祉施設管理事業		町	
	老人福祉一般事業		町 広域	
	生活支援体制整備事業		町	
	認知症総合支援事業		町	
	介護予防・日常生活支援総合事業		町	
	障害福祉一般事業		町	

	<p>過疎地域持続的発展特別事業</p>	<p>○老人福祉一般事業 【事業内容】 高齢者補聴器補助事業 【必要性】 高齢者の生活支援及び社会参加の促進 【見込まれる効果】 自立した生活の支援及び社会参加促進、又は機能低下の予防</p> <p>○高齢者の保健・介護一体的実施事業 【事業内容】 高齢者に対する保健及び介護予防事業の実施 【必要性】 高齢者の健康、体力維持 【見込まれる効果】 高齢者の健康意識の向上、介護予防</p> <p>○社会福祉一般事業 【事業内容】 成年後見中核機関・認定審査の実施 【必要性】 設置が義務付けられている。町単独の設置は困難であるため広域設置する 【見込まれる効果】 制度を必要とされる者が適切に成年後見制度の利用が可能となる</p>	<p>町 広域</p>	
	<p>(4) 障がい者福祉</p>	<p>社会福祉施設管理事業</p>	<p>町</p>	
		<p>障害者福祉一般事業</p>	<p>町</p>	
	<p>過疎地域持続的発展特別事業</p>	<p>○福祉医療費給付事業 【事業内容】 障がい者の医療費助成 【必要性】 障がい者に対する支援 【見込まれる効果】 医療費負担の軽減、適切な受診による健康管理</p>	<p>町</p>	
	<p>(5) 地域福祉</p>	<p>地域福祉計画策定推進事業</p>	<p>町</p>	
		<p>社会福祉一般事業</p>	<p>町</p>	
		<p>障害者地域生活支援事業</p>	<p>町</p>	
	<p>(6) 男女共同参画社会の形成</p>	<p>男女共同参画計画関係事業</p>	<p>町</p>	

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第8 医療の確保

(1) 現況と問題点

住民の方が安心して住み続けられるためには地域に必要な医療体制の確保が重要です。その中で住民が利用している医療機関は、主に町内の医院、大桑村・中津川市の医療機関、木曽町の県立木曽病院等ですが、県立木曽病院、中津川市民病院までの通院は、自家用車で40分から1時間ほどかかり、公共交通では更に乗り継ぎなどもあり交通の不便さが課題となっています。

急激な人口減少と出生数の減少、医師不足などから、県立木曽病院では令和8年3月をもって分娩の取り扱いができなくなります。分娩は近隣の地域周産期連携病院などに依頼し、妊娠から出産直前までと、出産以降の産婦健診、一か月児健診等の産後のフォローを担います。なお、乳児健診は令和8年度より木曽圏域全体での広域的な体制で実施していきます。

精神科、がん治療等専門分野の入院機能を兼ね備えた病院は近隣にはなく、松本市、飯田市及び多治見市、名古屋市などまで通院しなければならない状況です。さらに、近年、在宅での終末期医療のニーズが高まっており在宅診療は主に町内の医院や近隣の訪問看護ステーションに委ねられている状況です。

救急医療は県立木曽病院や中津川市民病院への長距離の搬送時間による救急車不在の事態が予測されます。最近はドクターヘリによる搬送件数も増加しており、整備済みの天白公園ヘリポートのほか、新たなヘリポート整備の必要性が高まっています。

医療現場における「働き方改革」が推進され、時間外労働が制限されたことから、医師をはじめ医療従事者の人材不足が顕在化しています。郡内においては、医師の高齢化と後継者不足により、医師をはじめ医療従事者の人材の確保は深刻な課題となっています。また、これまで最寄りの公立病院が診療所となっているほか、今後の運営についても心配があります。

このように医療提供体制の構築には様々な課題が山積しており、今後も必要な医療の確保のため、長野県をはじめ木曽保健福祉事務所や木曽広域連合、近隣の市町村のほか、木曽病院や中津川市民病院など医療機関等との広域的な連携が求められます。

(2) その対策

ア 地域医療体制の確保の推進

人口減少と高齢化がより一層進むことで、木曽病院の診療科目、入院機能の縮小が予想されることから、医療圏域の広域化での対応が更に行えるように進めます。

地域の診療所医師の高齢化に伴い、事業継承の検討を進めます。

木曽病院の医療提供体制を維持・継続するため、医師確保に向けた信大医局への医師派遣の働きかけを圏域で進めます。

周産期医療システムの構築による安全・安心の分娩体制の確保を目指します。

医師不足解消のため、関係機関と連携していきます。

地域の診療体制維持・継続のための看護大への支援、奨学金制度の拡充を図ります。

イ 受診しやすい体制の確保

地域医療体制の確保に合わせ、木曽病院の診療科目、入院機能の維持継続が図れるよう圏

域で連携して取り組みます。

救急車の適正利用と適正受診を徹底することで、医師や広域消防への負担軽減と助かる命が増えることの広報を行います。

妊婦に対する健診・分娩に必要な医療施設への交通費や宿泊費の補助を行うとともに、緊急時の移送手段の確保、妊娠から出産、産後の一貫した妊産婦支援を充実させます。

マイナ保険証の福祉医療受給者証への活用により、資格確認の簡素化を図るとともに、償還払い方式から現物給付へのスムーズな移行を目指します。併せて母子手帳や予防接種事務のデジタル化を図ります。

近隣町村、木曾広域連合と連携し、木曾病院、坂下診療所や中津川市民病院への通院体制の充実を図ります。また、町内のデマンドタクシー対応地域の拡大を図るなど、可能な限り通院手段を確保し、過疎地域でも安心して生活できる持続可能な受診体制を図ります。

ウ 緊急医療体制の確保

休日及び平日夜間の初期救急医療は、木曾病院での信大医局の医師派遣と看護師配置を継続します。また、病院の運営が厳しい状況を踏まえて、医療機器等導入の支援など連携して取り組みます。

木曾広域消防本部の救急救命士など消防職員の増員、緊急車両や装備の充実を図るとともに、ドクターヘリのニーズが高まっていることから新たなヘリポートの整備を進めます。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1) 保健衛生	保健衛生一般事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	○特定健康診査事業 【事業内容】 40～74歳の被保険者が対象の健康診査 【必要性】 生活習慣病の予防・早期発見 【見込まれる効果】 健康意識の向上、生活習慣病の予防・早期発見 ○母子衛生関係事業 【事業内容】 妊産婦に対する健診、産後ケア、離乳食教室、母子手帳アプリ導入、不妊治療助成 【必要性】 安心安全な出産、心のケア、適切な子育て支援 【見込まれる効果】	町 広域	

		<p>母子の健康維持、適切な養育</p> <p>○保健衛生普及事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>35歳以上の被保険者の人間ドック費用助成</p> <p>【必要性】病気の早期発見、治療</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>健康状態の把握、病気の早期発見</p> <p>○保健衛生事業</p> <p>【事業内容】後期高齢者の人間ドック費用助成</p> <p>【必要性】病気の早期発見、治療</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>健康状態の把握、病気の早期発見</p> <p>○結核予防事業</p> <p>【事業内容】結核検診</p> <p>【必要性】病気の早期発見、治療</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>健康状態の把握、病気の早期発見</p> <p>○特定保健診査事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>国保被保険者に対する各種保健事業</p> <p>【必要性】</p> <p>健康増進、疾病予防、生活の質の向上</p> <p>【見込まれる効果】健診継続受診の定着</p> <p>○予防事業</p> <p>【事業内容】予防接種</p> <p>【必要性】疾病予防</p> <p>【見込まれる効果】感染症予防、重症化防止、感染症のまん延防止</p> <p>○保健衛生一般事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>予防接種デジタル化、クーリングシェルター設置、健康管理システム</p> <p>【必要性】</p> <p>保健衛生事業の効率化、熱中症等対策</p> <p>【見込まれる効果】事務の効率化、熱中症対策</p> <p>○地域医療体制の確保対策事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>地域の医療体制確保対策強化、初期救急体制の</p>	
--	--	--	--

		<p>確保、診療体制確保対策強化</p> <p>【必要性】</p> <p>地域で安心して医療を受ける環境を整備するため</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>町民の医療体制が確保される。初期救急体制の確保及び診療体制が確保される</p>		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第9 教育の振興

(1) 現況と問題点

1 学校教育

ア 学校教育

当町は、小学校、中学校共に1校で、豊かな自然の中で地域の特性を生かしつつ、自主的・創造的で協調性のある子どもたちの育成を目的に学校運営が図られています。学校においては、子どもたち一人ひとりが社会に出て生き生きと活躍できるように自ら学び、自ら考える「生きる力」を育成し、一人ひとりの個性を伸ばすとともに、正義感、思いやり、感謝の心等、豊かな人間性と健やかな体を育てていく場をめざしています。また、国際化、情報化等時代の変化に対応し、新しい時代をきり拓いていける創造性あふれる人材育成が求められています。

子ども達をとりまく環境は多様化し、一般社会ではいじめ、暴力行為、不登校などの問題が増加しており、適切な対応が求められています。

イ 教育環境等

児童生徒数は、減少傾向が続いていますが、学級数の減少により逆に1クラス当りの人数が増加することもあり、教員配置などの学級編成や施設面の配慮が必要となります。

施設面では、今後、老朽化していく施設に対し計画的な維持修繕や改修工事を実施するなど、安心・安全な施設整備が求められています。

学校給食については、小中学校とも地域食材を活用しながら自校給食により対応しています。教材や備品は年々整備していますが、なお不十分な状況にあります。

通学対策については、南木曾小学校、南木曾中学校の遠距離通学児童、生徒についてバス及び電車通学により実施しています。

ウ その他

教職員住宅は、老朽化した住宅もあり、除却も含めた総合的な整備の計画が必要となっています。

2 生涯学習

ア 生涯学習

今日、社会環境の変化の激しい社会にあって、人々は自己の充実や生活向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めています。生涯学習の重要性を町民とともに考え、生涯学習社会の実現を目指し、学びの場の確保と機能の充実が必要です。

人口減少、行財政改革等の流れや繋がり希薄化等の社会的風潮、人材不足から、住民自治の新たな取り組みが様々に模索される中、社会教育機関である公民館が担うべき役割や位置付け等を明確にする必要があります。また、生涯学習の場としても中核的な役割が期待されています。

当町では生涯学習推進構想、社会教育（生涯学習）計画を定め、生涯学習の充実に取り組んでいますが、大きな社会変化と過疎化・財政難などにより、条件整備に多くの課題を抱えています。また、指導者等の人材確保にも力を入れていく必要があります。

このほか、放課後等の子どもの居場所や過ごし方などについて、地域、家庭、学校などと連携を図りつつ、子どもの健全育成につながるよう進めていきます。

イ 生きがいと健康のスポーツ振興

スポーツに関しては、モータリゼーションの進展とともに、どの年代も体力の低下が顕著となっており、基本的な体力づくりや運動習慣が欠かせなくなっています。幼少から高齢者まで目的に見合った気軽な運動やスポーツ活動をすることが重要です。一方で、余暇時間の増加に併せてスポーツが趣味として普及し、これを続けることは、生きがいづくりと仲間づくりにも繋がり、体力面以外にも多くの効果が期待されます。

生涯学習社会の実現、長寿社会への対応のためにも、「いつでも」、「どこでも」、「だれとでも」、「いつまでも」楽しめる運動や、学習が実践できるような環境や施設の整備が必要になっています。

施設については毎年維持修繕を実施していますが、老朽化、照明器具のLED化等、ハード面の課題を抱えています。

少子・高齢化、過疎化により、既存の関係組織・団体の再編が急務であり、指導者等の人材育成にも力を入れていかなければなりません。

(2) その対策

1 学校教育

ア 学校教育

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携して常に適切な対応を図ることが大切であります。児童生徒一人ひとりの自主性の尊重・基礎学力の定着・個性や能力の一層の伸長など学力向上の推進と地域性を生かした特色ある教育活動の推進を図ります。

児童生徒の基礎学力向上のため、「朝の読書」を励行していますが、今後とも町内に「読書」という地名を有する町として読書の充実に努めます。

国際化が進展する中、これからの時代を担う子どもには英語力は不可欠です。そのためにALT（外国語指導助手）などによる英語教育を小学校低学年からカリキュラムに位置づけていきます。また、情報を活用する能力が身につけられるようパソコン・ICT等の教育環境の充実に図ります。

南木曾町の子どもの育成を願うという共通認識に立って、令和4年4月に移行した保育所型認定こども園、小中学校及び高校連携を図るため、児童生徒の交流、教職員の授業や教科会などへの参加を推進します。

新入学家庭への支援を行いながら、いじめ、暴力行為、不登校などの問題が生じないよう校内、町内、県レベルでの相談体制を整備するとともに、学校、家庭、地域が密接に連携しながら児童生徒の健全育成に取り組みます。また、生まれてから高校を卒業する概ね18歳まで切れ

目のない支援を進めるため、こども家庭センターが中心となって、子どもや保護者の相談等に
応じ必要な支援ができるよう関係団体等と連携を図っていきます。

イ 教育環境等

南木曾中学校特別教室棟など老朽化した施設について、個別施設計画に沿った整備、点検及
び維持管理を実施し安心・安全な教育施設や情報教育に耐えうる環境づくりに努めます。

学校給食については、小中学校とも地域食材を活用しながら自校給食を継続します。

教材や備品については国が推進するG I G Aスクール構想、I C T教育に対応するべく計画
的に整備します。

遠距離通学児童・生徒の通学対策については現状を維持しますが、より効率的な対策を講じ
ます。

旧蘭小学校校舎を利用している緑誠蘭高等学校に対しては、継続的に支援を行います。

ウ その他

職員住宅の整備等を計画的に進めます。

2 生涯学習

ア 生涯学習

行政、教育委員会、公民館、社会教育委員等の関係機関や生涯学習に関わる民間の関係団体
等が連携して施策の計画立案へ参加し、各分野におけるリーダーの人材育成や人材確保に協力
していきます。相互に教育力の活用を図り、生涯学習関連施策の充実を目指します。

町民の自発的な活動に必要な情報が、効率的に提供できるようなネットワークの整備や情報
交換の場を創出し、啓発活動に取り組みます。

町民の自覚と意欲を高める学習活動を促進します。

人々が集い、多世代で楽しみながら学べる場を設けることを基本に、D X ・ I C Tも活用し
ながら、地域資源を利用した学習会や講習会、多世代が交流できるイベント等の開催に取り組
みます。文化イベントの開催、町民展、演劇や音楽会など優れた芸術・文化に接する機会を提
供します。文化サークルをはじめとする各種サークル活動を幅広く育成・支援し、相互交流や
発表の場の充実に努めます。

町民一人ひとりが主役となり、学習・活動に役立てることができるような講演会等を企画し
ます。

旧小学校施設等の有効利用を進め、生涯学習施設としての南木曾会館、公民館・分館施設や
社会体育施設の整備や機能の拡充・利活用の促進に取り組みます。

公民館活動の拠点としてだけでなく、大規模災害に備え、地域住民が安心して避難できる「避
難所」としての施設整備を進めます。

イ 生きがいと健康のスポーツ振興

スポーツ活動から得る健康と人の和を町づくりの根幹の一つとしてとらえ、生涯にわたって

スポーツを楽しめるように施設整備や環境づくりに取り組みます。

町内の既存組織、団体、小・中・高等学校の連携を図り、「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも」の理念のもと、総合型スポーツクラブ「NPO法人なぎそチャレンジクラブ」と連携し、スポーツ活動を推進します。また、中学校部活動の地域展開のための体制整備を進めます。

子どもから高齢者・障がい者、初心者からトップアスリート、健康志向から競技志向まで、多種多様な目的を持つ町民が集い、楽しめるスポーツ活動の普及と支援に取り組みます。

小中学校施設、社会教育施設等の既存施設は、施設開放と計画的な整備を行い、住民が自主的にスポーツに取り組める施設の整備を進めます。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育	教員住宅関係事業	町	
		南木曾小学校維持管理事業	町	
		中学校維持管理事業	町	
		外国青年語学教師事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	○学校教育一般事業 【事業内容】小中学生徒の給食費全額補助 【必要性】小中学校生世帯の財政的支援 【見込まれる効果】 給食費の無償化により他町村からの移住者の増加が見込まれる	町	
	(2) 生涯学習	会館維持修繕事業	町	
		地域社会教育施設管理事業	町	
		公民館維持管理事業	町	
		社会体育館維持管理事業	町	
		総合グラウンド等維持管理事業	町	
		公民館建設事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	○生涯学習推進事業 【事業内容】生涯学習機会の提供 【必要性】生涯学習のまちづくり 【見込まれる効果】生きがいつくり ○土曜日の教育活動推進事業 【事業内容】地域環境を生かした体験学習 【必要性】教育の充実	町 団体	

		<p>【見込まれる効果】 豊かな心、確かな学力づくり ○生涯スポーツ振興事業</p> <p>【事業内容】 なぎそチャレンジクラブの運営支援、ジュニアスポーツクラブの育成</p> <p>【必要性】 生涯スポーツ活動の推進、ジュニアスポーツの推進</p> <p>【見込まれる効果】 生涯を通じた健康づくり、スポーツを通じた健全育成</p>		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第10 集落の整備

(1) 現況と問題点

当町の集落は、木曾川及びその支流の河岸段丘に散在しています。町の中心部に位置する役場から最遠の富貴畑まで14km、宇礼10km、岩倉10kmと車での所要時間は、約30分程度ですが、当町のいわゆる第1次生活圏＝公民館活動圏の中心へは、いずれの集落も3km圏に入っています。

集落内の各区単位では若年層の流出や高齢化により、区の維持が困難なところも出ており、区の統合・再編が切実な問題となっています。また、空き家は生活環境や景観の保全に大きな影響を与えつつあり、今後更なる増加が見込まれます。

高齢者や通学者などの交通弱者にとっては集落から町部へ、集落から他の集落への移動手段が限られ地域間・集落間に交通格差が生じています。

地域の交流の場となる集会所施設を保有していない区や、施設が老朽化して十分機能を発揮できない区があるなどの問題点もあります。

(2) その対策

町道をはじめ、農林道の整備、地域バスをはじめとする移動手段の充実を進め各生活圏の一体化を図るとともに、日常生活の便益を確保し、区が有する機能を維持するため、区の自主的統合や新行政区の設定などの再編整備を支援するとともに、必要に応じて集会所施設の整備を進めます。

増加が見込まれる空き家に対しては、平成27年度に全面施行された空家対策特措法や、町空家条例に基づき、その所有者に対して適切な対応を求めていくほか、活用可能な空き家及び空き地の情報収集に努め空き家バンクにより情報発信します。

集落は、そこに生活する人々が、郷土への愛着を深める場でもあることから、豊かな自然環境の魅力や特性の保全管理に努め、都市との交流を通じて新たな住民の定住化を図ります。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10集落の整備	(1) 集落対策事業	自治振興一般事業	町	
		空家対策事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	空家対策事業 【事業内容】 空き家の改修補助金、片付け補助金、除却補助金 【必要性】 増加する空き家の有効な活用	町	

		【見込まれる効果】 景観の維持や空き家を活用した移住・定住の促進による集落の維持		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第1章 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

1 地域文化の振興

生活水準の向上や余暇時間の増大などを背景に、精神的な豊かさが強く求められるようになり、文化活動への関心も高くなってきています。当町においても、地域固有の歴史と風土に育まれた伝統的な文化活動を継承しながらも、個々が楽しめるような芸術文化活動も求められています。

地域コミュニティや各種文化サークルを基盤とした芸術文化活動を、公民館などの身近な場で親しめるようにするのにあわせて、高度で本格的な芸術・文化に接する機会づくりなども進める必要があります。地域文化活動の発表の場の一つとして木曾文化公園があり、木曾広域連合で運営しています。

文化財は、国選定文化財（重要伝統的建造物群保存地区妻籠宿）、国指定文化財（史跡中山道、林家住宅、読書発電所施設1構、選定保存技術・屋根板製作）、長野県指定文化財（旧御料局名古屋支庁妻籠出張所庁舎、園原家住宅、藤原家住宅、田立の花馬祭り、妻籠城跡、田立の滝、妻籠のギンモクセイ、南木曾町の林業資料）と51件の町指定文化財があります。これら多様な文化財を保存するとどめず、有効な利活用を模索するため保存活用計画などの策定を進め、まちづくり、地域づくりに役立てていくことが課題です。無形文化財については後継者の育成が急務の課題となっています。また、妻籠宿内にある博物館については、地域の社会教育施設としても活用が望まれています。

2 妻籠宿の保存

妻籠宿は、全国で初めて町並み保存を行い、昭和51年には国の伝統的建造物群保存地区に選定され、町並み保存の先進地として現在に至っています。

昭和43年に宿場資料保存会を発展改組し「妻籠を愛する会」、平成2年に（財）妻籠宿保存財団と統合し「（財）妻籠を愛する会」、現在は「（公財）妻籠を愛する会」となった地域住民組織は、住民活動の中核的な存在になっています。

町並み保存では、住民をけん引する組織と行政の連携が重要になります。そのためにも、「（公財）妻籠を愛する会」と保存のあり方の認識の共有化や、担い手の確保を含む組織力と財政力のより一層の強化が望まれます。

(2) その対策

1 地域文化の振興

地域やサークル単位の活動を幅広く育成支援しながら、発表の場づくりやレベルの高い本格的な芸術・文化に接する機会を提供します。木曾広域連合が運営している木曾文化公園の維持管理を継続していきます。

文化財については、まちづくり・地域づくりの視点からの利活用も見据えて、現在指定のも

のの保存活用計画の策定を視野に入れ、計画に沿った保存修理や利活用を継続的に進めていきます。未指定文化財については把握・調査を行い、町内文化財の発掘保護に努めます。伝統芸能等の無形文化財の保存にあたっては、衣装・楽器等の備品に対する補助や発表の機会を設けるなどの支援を行っていきます。

博物館は、地域の社会教育施設として利活用出来るような設備改修や施設の維持補修を行っていきます。また、社会教育施設である旧妻籠・田立中学校校舎保存について、様々な意見をいただく中で検討し、方向性を見出します。

2 妻籠宿の保存

重要伝統的建造物群保存事業等により引き続き家屋の修理・修景や防災施設の整備を進めます。史跡中山道についても保存活用計画に沿った整備や利活用を継続します。町並み保存の地域のリーダーとなっている「(公財)妻籠を愛する会」と連絡をとりながら活動を支援することで、より住民に根差した保存事業とまちづくりを推進していきます。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11地域文化の振興等	(1) 地域文化の振興	歴史の道整備事業	町	
		町指定文化財保護事業	町	
		文化財保護一般事業	町	
		総務関係事業	広域	
	過疎地域持続的発展特別事業	○文化財保護一般事業 【事業内容】 町内文化財の保存計画作成、日本遺産に関する事業負担 【必要性】 文化財保存、橋梁としての機能維持及び計画的な保存、日本遺産の活用 【見込まれる効果】 文化財保全と安全確保、文化財の持続可能な保存、日本遺産としての価値向上 ○歴史の道整備事業 【事業内容】 歴史の道活用計画に基づく整備事業計画策定 【必要性】 歴史の道の持続可能な整備	町	

		【見込まれる効果】 歴史の道の保存		
	(2) 妻籠宿の 保存	博物館一般運営事業	町	
	過疎地域持続 的発展特別事 業	○妻籠宿保存計画改定検討事業 【事業内容】妻籠宿保存計画改定検討 【必要性】持続可能な保存事業のため 【見込まれる効果】籠宿の継続的な保存	町	

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加え、災害時における緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも導入拡大が必要です。

再生可能エネルギーの整備については、町の事業として農業用水路「細ノ洞水路」の落差と流量を利用した小水力発電施設を整備し、令和3年1月より運転を開始しました。また、民間主導により太陽光発電施設、水力発電施設が整備されました。限られた土地や地域資源など総合的に利活用できるよう検討するとともに、地域の自然環境に十分配慮しながら、エネルギーの地産地消を検討することが必要です。

(2) その対策

国県など関係機関で展開する各種事業を推進するとともに、地域の自然環境に十分配慮しながら、小水力発電施設を維持・拡充します。また、住宅に設置する太陽光発電施設への行政対応を検討します。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギーの利用促進	小水力利活用促進事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	○環境保全対策推進事業 【事業内容】再生可能エネルギーの導入調査 【必要性】 自立分散型エネルギーシステムの構築 【見込まれる効果】電力の地産地消	町	

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

1 新たな住民自治の推進

町民が主体となって組織する地域振興協議会、行政区、地域活動を行う団体やボランティア団体、NPO法人等の育成や活動を支援しながら「みんなが元気で主役のまちづくり」を目指して、町民との協働を推進しています。国などの地域づくりや集落支援員制度、県や町独自の補助金を活用し、地域活動の活性化を図っています。

地域振興協議会は、地域の課題解決や町への要望活動により、まちづくりに参加・協力してきました。また、県の地域発元気づくり支援金や町の地域づくり支援事業を活用して地域振興を進めてきました。近年の少子高齢化の進行や人口減少による担い手不足で、今後は町民を主体とする地域活動が困難になる恐れがあります。

町は、地域振興協議会からの要望を受けるほか、町政報告会を開催し、施策の報告や町民からの意見を徴収し、事業を計画してきました。一方、住民アンケートからは町の施策が町民へ伝わっていない状況も分かってきました。協働のまちづくりを進めるためには、町の状況や施策を広く知ってもらうことが重要になります。

町の財源不足や職員の人材不足のなか、持続可能な自治、活発なコミュニティ活動を推進するためには、地域振興協議会をはじめ各種団体や企業と連携し協働のまちづくりを進める必要があります。

2 自然環境の保全及び再生

当町は、面積の90%が森林で占められ、歴史的景観と豊かな自然の調和する美しい環境に恵まれており、この貴重な自然は住民にとって日常生活を送るうえでもっとも身近なものとなっています。この自然環境は次世代に向け継承すべき財産であり、より良いものとするためにも正しい知識のもとで保全していくことが求められています。

ゴミの不法投棄や里山での雑草、灌木の繁茂など、自然環境にとってふさわしくない景観上の阻害要因が散見されることから、更なる啓蒙活動が必要です。また、美しい自然環境や豊かな生態系の保全のためには、長野県の天然記念物である日本カモシカをはじめとした野生鳥獣との共生が必要不可欠な条件となっていますが、近年は鳥獣の人里への生息範囲の拡大に伴う農作物への被害が常態化しており、人身への直接的な被害も懸念されるため対策が必要です。

3 コミュニティの活性化

広く町民に行政情報や地域情報を理解してもらい、町民のまちづくりを進めるため、広報「なぎそ」等を通じて行政情報や地域情報を提供する一方、行政区を基本に7地域に「地域振興協議会」を設け、町民の意見・要望が町政へ反映される仕組みと、町民との信頼・協力関係に努めています。また、自主的活動への経済支援を行っています。

情報提供では、広報「なぎそ」等の紙媒体の他、SNSを活用した情報発信について、さら

に工夫が必要です。

今後も一定程度、人口減少が想定される中、人口減少社会においても幸福な暮らしを実現するためには「みんなが主役のまち」を進め、町民の郷土愛意識、地域連帯意識の高揚を図りながら、自主的なコミュニティ活動をさらに幅広く支援していく必要があります。

4 公共施設の維持

拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより多くの公共施設を整備してきました。当町が所有する公共施設は、役場庁舎などの行政施設、義務教育を受けるための小中学校、南木曾会館や文化施設、社会体育館、公営住宅や上下水道施設など多岐にわたっています。

人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や住民ニーズが大きく変化しており、公共施設のあり方を見直す必要があります。また、これまで整備してきた公共施設が老朽化してきており、近い将来多くの施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれています。

5 国土調査の推進

国土調査は、昭和52年度を初年度として、平坦地を優先に北部地区から順次実施してきました。この事業は山間部（町全体）の調査を終了するまでには、長い年月を必要とする難事業です。

山間部の境界情報を知る地権者が減っていくことが想定されるため、最新技術の導入により調査期間を短縮し早期完了を目指す必要があります。

6 結婚サポート

県の調査では、県全体では「結婚するつもりはない」と回答した者の割合が増えていますが、木曾地域では「結婚するつもりはない」が0%となっています。

町ではこれまで出会いの場の提供などを行ってきましたが成果は少ない状況です。経済的支援として、結婚祝金や新婚生活への支援を行っています。

7 地域おこし協力隊

「地域おこし協力隊」は地方において地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を推進することを目的とした総務省の制度であり、まちづくりや人口減少対策に非常に有用な制度です。当町でも継続して隊員を委嘱しており、隊員の定住・定着に努めています。

8 ふるさと納税の振興

ふるさと納税制度の活用により関係人口の拡大、地場産品等の振興を図っています。地域や地域外から選ばれるまちづくり、協働のまちづくりを進める必要があります。制度が複雑化する中、返礼品提供事業者と協力して進める必要があります。

(2) その対策

1 新たな住民自治の推進

持続的発展をめざす当町のまちづくりには、行政区、地域振興協議会など住民が主体的・持続的に取り組むことにより、自分でできることは自分で（自助）、個人ではできないが地域の人々で支え合ってできることは地域で（共助）、自助、共助に加えて、行政による必要な支援（公助）を引き続き実施します。

地域振興協議会との連携を継続し、地区から選出する町組織の役員や区長等の活動内容を見直し、効率化や負担軽減を図ることにより、地区の運営を支援します。また、町の施策を町民に周知する効果的な方法、媒体等を検討します。

あらゆる課題に対して、まちづくりを共に取り組む企業や団体をパートナーとし、まちづくりを進めます。

2 自然環境の保全及び再生

地域住民や各種団体が町の自然環境や土地の利用実態等を把握し、自然と共生・調和した地域づくりに関心を持ってもらうことが大切であり、環境保全に関する正しい知識の習得及び理解の促進を図るため、子どもたちへの自然体験学習だけでなく、住民全体で環境問題等について考える機会の創出や情報提供に取り組みます。

3 コミュニティの活性化

地域振興協議会の設置を継続します。広報・公聴活動の積極的な展開により、行政の信頼・協力関係を深め、町民の意見や要望が町政に十分反映されるよう、地域振興協議会などの積極的な活動を助長、経済的支援をしながら、町民の手によるまちづくりを目指すとともに、町民が共に支えあう活気あるコミュニティづくりを進めます。

コミュニティ活動の重要性を再認識し、各行政区において区長を中心に地域の課題の掘り起こしや運営方法を見直し、持続可能な環境の整備に努め、あらゆる分野で地域住民の積極的な参加を促します。

地域住民の活動の起爆剤とすべく、大学等との連携協定締結を契機に地域課題の掘り起こしとその改善について、協働で取り組むことができるよう支援を行います。

4 公共施設の維持

平成28年度に策定した「南木曾町公共施設等総合管理計画」、令和元年に策定した「南木曾町個別施設計画」及び町営住宅や橋梁、上下水道施設などの施設ごとに事業課で策定した「長寿命化計画」に基づき、効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、施設の長寿命化を推進するとともに、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、行財政運営の健全性を維持していきます。また、GISシステム等の活用と機能強化を図りつつ、計画的な維持管理に努めます。施設ごとの長寿命化計画が未策定の施設については、施設管理の方針を示す「長寿命化計画」の策定を進めます。

5 国土調査の推進

国土調査の早期完了をめざし、計画的に事業の推進を図ります。航測法など新たな技術の導入を検討し調査期間の短縮を目指します。

6 結婚サポート

ながの結婚マッチングアプリへの登録を促すほか、広域的な情報提供や結婚後の経済的支援を継続していきます。

7 地域おこし協力隊

引き続き地域おこし協力隊の募集、登録を継続します。新しい視点や斬新な考えを持つ者として、まちの活性化の起爆剤の役割を果たすことを期待し、隊員の様々な地域おこし活動や定住のための起業に取り組む活動等を柔軟に支援します。

8 ふるさと納税の振興

複雑化する制度に対して、町と返礼品提供事業者で定期的に連絡会議を開催し適切に制度を運用していきます。地場産品等の特色を活かした返礼品により多くの者の応援、関係人口の拡大に取り組みます。

(3) 事業計画

令和8年度～令和12年度

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 新たな住民自治の推進	自治振興一般事業 地方創生官民連携事業	町 団体	
	過疎地域持続的発展特別事業	○地方創生官民連携事業 【事業内容】地方創生を促進する事業 【必要性】人口減少社会の中でも幸福な暮らしの実現のため 【見込まれる効果】人口減少の歯止め、幸福な暮らしの実現 ○町総合計画関係事業 【事業内容】町総合計画（総合戦略）の策定 【必要性】町の目指す姿を示すため 【見込まれる効果】町の発展、人口減少の歯止	町 団体	

		め		
(2) 自然環境の保全及び再生		森の里親促進事業	町	
		廃棄物再生利用等推進事業	町	
(3) コミュニティの活性化		まちづくり推進関係事業	町	
過疎地域持続的発展特別事業		○まちづくり推進関係事業 【事業内容】 自治会等地域振興団体への補助金交付 【必要性】 財政支援することで地域が自ら計画するまちづくりを促進する 【見込まれる効果】協働のまちづくりの推進	町 団体	
(4) 公共施設の維持		庁舎管理事業	町	
		公用車一般管理事業	町	
		庶務一般事業	町	
		財産管理一般事業	町	
		戸籍住民基本台帳関係事業	町	
		住民基本台帳ネットワークシステム事業	町	
過疎地域持続的発展特別事業		○庶務一般事業 【事業内容】内部システム更新 【必要性】事務の効率化・適正化 【見込まれる効果】持続可能な行政経営	町	
(5) 国土調査の推進				
過疎地域持続的発展特別事業		○地籍調査事業 【事業内容】土地の境界の調査 【必要性】土地の境界情報の確定 【見込まれる効果】森林施業の団地化や砂防・治山事業の推進	町	
(6) 結婚サポート		結婚支援推進事業	町	
(7) 地域おこし協力		地域おこし協力隊活動事業	町	

	(8) ふるさと 納税の 振興	ふるさと納税関係事業	町	
--	-----------------------	------------	---	--

(4) 公共施設等総合計画等との整合

南木曾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。